

○ 開 議

◎議長（宮原真一君） これより本日の会議を開きます。

昨日に引き続き一般質問を行います。

通告に従い、順次発言を許可いたします。

◎西久保弘克君（拍手）登壇＝皆さんおはようございます。自由民主党の西久保弘克でございます。

今回は四問質問させていただき、執行部の皆さんに簡潔で分かりやすい答弁をお願いして質問に入らせていただきたいと思います。

それではまず一点目、県警本部長の責務と役割についてお尋ねをさせていただきます。

福田本部長が着任されて約一年半が経過いたしました。これまで福田本部長の対応として、DNA問題への対応ばかりが多く取り上げ続けられていますが、佐賀県には、特殊詐欺など犯罪対策や、交通対策、出水期における災害対策など、多くの治安上の課題があり、県警察にはこれらの治安課題に総力を挙げてしっかりと取り組んでいただきたいと思います。

そういった中で、私が特に懸念しているのは、DNA問題の発覚以降、県警察に対する批判ばかりが続き、頑張っておられる多くの警察職員までもが動揺し、士気が低下してしまっているのではないかといった点であります。

また、採用状況が厳しい中、地元佐賀県の安全・安心を守るために警察官を志す若者が減ってしまうのではないかとという点も憂慮しております。

佐賀県の安全・安心を確保するためには、県警察に治安上の課題に総

力を挙げて取り組んでいただく必要があると考えていますが、そのためには、治安維持のために尽力をしている多くの警察官が、誇りと使命感を持って職務に邁進してもらわなければならないと考えております。また、そういった職員の姿を、次世代の佐賀県警察を担う若者にも示していただきたいと思います。

そこで、佐賀県警察の本部長として、佐賀県の治安のために今後どのように取り組んでいくのか伺いをいたします。

次に、本年四月から自転車にも交通反則通告制度、いわゆる青切符制度が導入されました。自転車は車道が原則というルールがありますが、自転車利用者からは、車道側に雑草が生えて危険なので、歩道を走行してもいいのではないかという声を多く聞きます。

こうした道路状況を放置すると、交通事故や交通渋滞を引き起こす可能性も否定できないと考えております。この写真ですけども、（パネルを示す）これは中央線が黄色、はみ禁の道路ですね。こちらに白線があるんですが、この白線のところ、見てのとおり雑草が生えて、とてもじゃないですけど、自転車が通行できる状況ではありません。ここを私もこの間通ったときに、自転車が走っていたがために車が渋滞して全く動かない状況になっていたということがあります。

この自転車のルールは、国が、警察庁が、全国に同時に通告しておりますが、地元地元にはそれぞれの課題があります。このような点に関し、私は過去の議会において、交通渋滞の解消や安全で快適な交通社会の実現に向けた提案を行い、県警察において改善していただいたことも多々あります。

一つは、高齢者の免許返納が全国的に叫ばれているとき、私はこの議

場で、高齢者の方の免許の延命、いわゆる高齢者の方に車にまだ乗れるような状況にしてほしいというのを訴え続けて、そして、結果としてシルバーサポートセンターができました。その後、普通免許を持っている方が返納する場合には、原付と小型特殊は残せるんですよということも今、免許センターで伝えていただき、小型免許をそのまま残していただいている方もいらっしゃるということです。

佐賀県民の期待と信頼に応える力強い警察を実現していただくためには、必要に応じて、警察庁と連携し、こうした地域の課題に対して的確に対応していただくことが重要であると考えております。

そこで、提案であります。

交番や駐在所の警察官が、パトロールなどを通じ、車道側に雑草が生えており、自転車が車道を走る上で危険であるといった状況を把握した場合には、道路管理者と連携して対応するよう検討していただきたいと考えますが、この点に対してどのように取り組んでいくのか、福田警察本部長にお伺いいたします。

二番目の質問に入ります。荒廃農地対策についてであります。

先日、春と秋の自治会の水路公役がとうとうでなくなった地域があると聞いております。公役をしないと、草木などのごみが水路にたまり、オーバーフローして水が下流域の田んぼに届かなくなります。そうした水路機能の維持管理が十分に行えない状況が生じることで、営農の継続が困難となり、結果として荒廃農地の増加につながってまいります。

この写真ですけども、（パネルを示す）またこれも道路そばに、これ田んぼですね、田んぼが荒廃農地になってしまっています。これはすぐ横が実は大きなガソリンスタンドなんですね。一時期、四、五年前だっ

たと思いますけども、対策として燃やされたことがあるんですね。当然、消防車も、いろんなものが来て、隣のガソリンスタンドとか大慌てになりました。その後はほったらかしの状態でこうなっています。

そして、もう一枚あるこのパネルは、すぐ周りが住宅なんですね。住宅の周りにこういう田んぼが荒れ果てて荒廃農地になってしまっている。こういう状況があるということです。

荒廃した農地は、イノシシをはじめ、アライグマ、アナグマ、タヌキなどの小動物のすみかとなり、農作物への被害だけでなく、家屋侵入など住環境のトラブル原因にもなっており、その解消が大きな課題となっております。また、荒廃農地の中には、不在地主に起因する課題を抱えており、再生利用を進めていく上で支障となっている場合もあります。

このような課題がある中で、県が国に対して行う政策提案は、地域の実情を踏まえた課題を直接伝え、国の制度や予算に反映させる重要な機会であると考えますが、先般の政策提案の資料の中には荒廃農地対策の要望は見受けられませんでした。

農地は食料安定供給の基盤であり、農地の減少はそのまま食料自給率や国の防衛にも影響いたします。そのためにも私は荒廃農地とならないような取組が重要と考えており、万が一、荒廃農地となった場合でも、再生して新たな担い手に貸し付ける仕組みがあれば、農地は維持でき、利活用がさらに進んでいくと考えます。

そこで、次のことについてお伺いいたします。

荒廃農地に対する県の認識についてであります。

国は、相続によって取得した要らない農地などの土地を国に返すことができる制度、相続土地国庫帰属制度を三年前に創設しております。農

地の場合、原則として面積にかかわらず、十年分の管理費相当として二十万円の負担金を納める必要がある。申請しても承認されない農地が少なくなく、また、引き取り後の土地利用の課題はあるものの、利用する予定がない農地対策としては一定の評価に値するものと受け止めております。

国は三年前から、この荒廃農地、どうしようもないような農地は国が引き取って、そして、草刈りをやってくれる。この費用として十年分二十万円を払ってください。面積、大きさは関係ないという制度でございます。

国が制度を整える中、県としても荒廃農地対策に主体的に向き合い、対応を考えていく必要があります。その一つが政策提案であると考えます。

県の知事の演告の中にもありました。この政策提案に関して、「提案内容も、制度・運用面と現場との乖離、佐賀県の強みなどを踏まえながら、九州全体の発展、この国のあるべき形も見据えた問題提起型としました」と。「私は宮原議長と一緒に、金子国土交通大臣、上野厚生労働大臣など政務三役を中心に、社会資本整備、医療支援制度の充実、中東情勢悪化に伴う対応、原子力に対する提案を行いました。あわせて、各常任委員会の委員長・副委員長と各部長は、関係省庁の事務方へ提案を行いました。県議会と連携し一体となって幅広く横断的な提案活動を行うことができたことは意義があつたものと考えております。」、知事の感想としては、この提案事項にそういうことだったと思います。

国への要望活動である政策提案は、知事をはじめ関係職員が上京し、地方の声を直接国に届ける貴重な機会であると考えております。特に県

だけでは解決が困難な制度面や財政面の課題について、国に対して必要な支援や制度の見直しを求める貴重な場であると認識しております。

先月、実施された国への政策提案の資料を見ると、荒廃農地対策の項目はありませんでした。国や市町、農業委員会を主とした市町は重点課題と捉えているが、県は荒廃農地対策についてどのように認識し、今後どのような対応をしていくのか、農林水産部長にお伺いいたします。

次に、スマート農業の推進についてであります。

私は自ら農作業において自動操舵トラクターを利用しており、これまで勘と経験に頼っていた作業が自動化、精密化され、作業効率の向上とコスト削減が実現できているところであります。

このようなスマート農業の導入による農作業の省力化、軽労化は、就農間もない農家や経験の浅い方を含め、誰もが円滑に対応できる作業環境の実現につながり、労働力不足等による荒廃農地の発生を抑制する有効な手段の一つになるものと考えております。さらに、基盤整備事業を活用し、農地の大区画化などを進めることで、自動操舵トラクターや農業用ドローンといったスマート農業の普及拡大につながるものと期待しております。

スマート農業は労働力不足への対応や生産コストの低減に資するだけでなく、県が農業所得の向上と産地の発展を目指し、収益性の高い園芸農業の実現に向けて展開している「さが園芸888運動」を推進する上でも大きな役割を担うものと考えております。

スマート農業の導入に当たっては、現在、国庫事業や県単事業のほか、佐賀市をはじめとする一部市町の単独事業も活用され、ハード、ソフト両面から支援が行われているものと承知しておりますが、一方で、地域

や経営規模、品目などによって導入状況に差が見られることから、スマート農業技術のさらなる定着と活用促進が重要であると考えております。

スマート農業の推進については、先ほど荒廃農地対策で申し上げた国への政策提案への反映や、県内全ての市町が導入支援に取り組むよう働きかけていくことなど、様々な方法が考えられますが、県として今後どのように取り組んでいくのかお伺いいたします。

今現在、スマート農業に関する支援状況については、佐賀市、神埼市、有田町、鹿島市、嬉野市、四市一町が取り組んでおりますが、ほかの十五市町に関してはスマート農業に対してまだまだ取組が少ない。私は、ぜひこれを進めていただきたいと思います。農林水産部長の御見解をお伺いいたします。

続きまして、県立大学についてお伺いをいたします。

県立大学に関して、この一年の議会でのやり取りを見ると、親目線で見ても、温かい食事を提供できるような学食が必要である、講義の合間に飲物や軽食、文具類が購入できるような売店も必要、学生生活の充実のためには部活やサークル活動ができるよう部室を備えるべき、もしくは学生会館のようなものが必要といった施設整備に関する意見が多くありました。あたかも県立大学の設置が決まっているかのような議論になっていることに、私は大いに疑問に感じております。

そこで、県立大学の議論をいま一度原点に戻し、次の点についてお伺いいたします。

まず最初に、開学時期に関する県の認識についてであります。

現在、県立大学の広報としてラッピングバス運行や動画放映が行われ

ており、また、今年度は学校訪問など高校生向けの広報に力を入れていると聞いております。このうち、ラッピングバスでは、「佐賀県立大学（仮称）令和十一年四月開学」と大きく書かれたバスが県内各地を走っているのを目にいたします。これですね。（パネルを示す）

しかし、スケジュールだけを見れば、県立大学の開学は令和九年九月に文部科学省へ設置認可申請予定で、令和十年七月に設置認可が出て初めて決定するものであります。

大学施設の建設に関しても、県議会は予算を議決しておらず、県議会として県立大学の設置を認めたわけではありません。

開学はまだ決定していないのだから、既成事実化するのではなく、県立大学をPRする広報を行うにしても、開学予定や開学を目指している段階であることをしっかりと大きく示すべきだと思います。

私は県立大学の開学はまだ決まっていないと考えておりますが、県はどのように認識しているのかを前田政策部長へお尋ねをいたします。

次に、県立大学の必要性についてお尋ねをいたします。

私は常々、北部九州の三県、福岡、佐賀、長崎は一つであると考えており、福岡は金融、長崎は観光、佐賀は生産、物流など、三県がそれぞれの役割を持ち、一体的に発展していくべきだと思っております。

また、鉄道や自動車で一時間程度の福岡、長崎、熊本は、通勤通学ができる範囲だと考えてもおります。

北部九州の広域的な視点で大学について考えたとき、福岡には国立が三校、公立四校、私立二十九校で三十六の大学、長崎県には国立一校、公立一、私立六で八つの大学、通勤通学の一時間圏内である熊本県には国立一、公立一、私立七で九つの大学があります。その中で公立大学は

六校、福岡県立大学、福岡女子大学、北九州市立大学、九州歯科大学、長崎県立大学、熊本県立大学が存在しております。加えて、近隣には久留米高専、有明高専、佐世保高専といった複数の高専もあります。

このように佐賀県内から一時間程度で通える範囲に十分な数の高等教育機関があると考えております。

県は県立大学が必要な理由として、佐賀県内に四年制大学が少ないこと、県内に公立大学がないことを挙げていらっしゃいますが、高等教育機関の必要性については、佐賀にはないからと、佐賀県内で閉じて考えるべきではないと私は思います。

知事は、きのうも話の中で、世界の状況を判断し鳥瞰的に見ると。さすが知事だなと。佐賀県という小さい枠じゃなくて鳥瞰的に見ますよと。国の情勢にしても県の情勢にしてもというお話をされて、またやっぱり九州が発展していかぬということを常々おっしゃっていますので、私もそれにはすごく同感している部分がありますので、佐賀にはないからという県内で閉じて考えるべきではなく、隣県も含めて多くの大学が既に存在している中で、改めて県立大学がなぜ必要なのかについてお問い合わせをいたします。

三番目、佐賀総合庁舎敷地への校舎建設についてお尋ねをいたします。県立大学の設置場所として、佐賀市八丁畷町の佐賀総合庁舎の敷地が計画されており、現在、実施設計が進められております。しかし、私はこの場所を設置場所とすることについては疑問を持っております。まず、建設費用について、県立大学の建設には百三十億円から百四十億円が必要とされております。また、今、あそこにあった県の関係部署を外に出されております。それに対しても毎月家賃がしっかりかかっていまして、

あくまで私が試算したところ、年間約二千万円ぐらいの経費はかかっているし、またプラスして引越しの費用もどれだけかかったのかなど。これに関してはまだ明確な答えをいただいていませんから、多分、委員会の中で質問が出ると思いますが、こういった中で、新設の校舎を建設することは必ずしも必要だとは私は思っておりません。大学はハードへの投資ではなく、ソフト面を重視すべきであります。

また、一般的に建設費の二・五倍が必要とされる六十年間のライフサイクルコストも考えていくべきだと思います。多分百四十億円かかったとしても、最低でも三百五十から四百億円ぐらいトータルでかかるのではないかなと私は思っております。多大な費用をかけて校舎を建設せずとも、例えば、あの場所の近くがよければ、西九州大学は学食、食堂も備えた立派なキャンパスを持っており、空き教室など、サブスクのような形で借りて活用できるではありませんか。また、最近は私立大学の公立化が進められていることから、武雄アジア大学を公立化して県立大学にするという手法もあるのではありませんか。

次に、設置場所については、佐賀駅北エリアの成熟した都市部に大学を新設したとしても、さらなる町の発展は見込めないと考えております。これはSAGAアリーナ設置後の周辺土地の活用状況を見ても明らかのように、民間投資はほとんど進んでいないのが実情であります。

設置するのであれば、例えば、昭和五十一年に佐賀医科大学、現在の佐賀大学医学部が設置され、田園地帯から学園都市に発展した鍋島地区や、古くは佐賀北高や佐賀商業高校周辺のように、学校ができたことで新しいまちづくりができる、いわゆる学園都市構想が実現可能な場所に整備すべきだと考えております。

もし佐賀総合庁舎の敷地に県立大学を設置しないというふうにした場合には、今現在、少し問題になっておりますけれども、SAGAアリーナの駐車場が足りていないことから、そこに新たな立体駐車場を整備すれば、アリーナのニーズに応えることにもなり、またSAGAアリーナの課題解決にもなると考えております。また、年間数千万円の収入があるという佐賀市文化会館の駐車場のように、県にとって新たな収益源として有効活用できると考えております。

加えて、佐賀総合庁舎の敷地は、全国で百十四カ所が指定されている主要活断層帯の一つである佐賀平野北縁断層帯に近く、そのような場所に校舎を建設することを甚だ疑問に感じております。

これまで述べたように多くの疑問点がある中で、佐賀総合庁舎の敷地に県立大学の施設を新たに建設する必要性について、もう一度、前田政策部長に問います。

この問いの最後の質問でございます。市町から提案を受けた候補地の活用についてであります。

県立大学の設置場所選定に当たっては、令和六年七月の発表までに県内十三市町から具体的な候補地の提案があったと聞いております。県からは、どのような場所が提案されたのかは示されなかった、示してもらえなかった。県の県立大学設置に対して市町が手を挙げたものであることから、これらの土地の活用については、県が新たな市町の活性化のため、鹿島市や太良町の事業と同様に、知恵や資金の手当てをして関与していく必要があると私は考えております。

きのうも知事の答弁の中にありました。山口県政はうそはつかない。透明性、公開は大切なことである。透明性、公開は大切なことでありま

す。十三市町から候補地を提案されたんですけれども、我々県議会には提示されておりません。これらの候補地の活用については、県は市町への二年間どのような提案や対応をしてきたのかをお伺いいたします。最後の質問であります。知事の四期目に向けた考えと今後の佐賀県政についてであります。

知事の四期目に向けた考えと今後の佐賀県政についてお尋ねをいたします。

平成二十七年一月の知事就任以来の山口知事の議会との向き合い方を私なりに解釈しますと、一期目は調和、二期目は全ては県民のためにスローガンにした研さん、三期目は誤解を恐れずに申し上げますと、お互いが対立や取り合わない、意に介さないなどではないかと私は感じております。

特に議会との関係において大きな分岐点となったのは、令和五年十一月議会で行われた県立大学をめぐっての再議ではないかと思えます。県民を代表し、二元代表制の一翼を担う議会の議決に対し、知事から再議が行われたのは県政史上初めてのことであります。これを機に、ある意味緊張関係が生まれ、対立という状況になったように私は感じております。

対立であればまだいいんですけども、この中でちょっと私が思うのは、取り合わないとか意に介さない、何を言われても意に介さない、こういういったところはあつてはいけないことだと思っております。

知事就任の十一年半を振り返ってみますと、山口知事が就任した平成二十七年一月当時には、国政課題として原発の再稼働、佐賀空港における自衛隊使用要請、有明海の再生、九州新幹線西九州ルートといった、

いわゆる知事が演告で触れている当面の諸課題である四つの大きな課題がありました。そこに突如、三期目の公約として掲げられた県立大学の設置が加まりました。

この五つの重要な課題の中には、この十一年半で解決に向かったものもあれば、進展が見えないものもあると思います。

原発の再稼働については、知事の大きな判断もあり、一定進んだものと思います。しかし、一号機と二号機の廃炉作業については、まだ道のりが長いものと思います。さらに、核の最終処分場について、知事は、佐賀県は新たな負担を受け入れない、受け入れる考えはないとして、全く意に介していないと認識しております。

佐賀空港の自衛隊使用要請については、様々な関係者の決断や知事の判断もあり、昨年七月に佐賀駐屯地が開設され、オスプレイの移駐が行われたところであります。

有明海の再生については、新たに国からの有明海再生加速化対策交付金といった支援措置がなされました。しかし、宝の海である有明海の再生は、有明海を有する福岡県、長崎県、熊本県と足並みがそろわないことなどがあり、思うように前に進んでいないのが実情ではないかと思っております。

続いて、九州新幹線西九州ルートであります。残り任期一年程度となった昨年十月以降、知事は国土交通省の水嶋次官と面会を重ねられており、この半年で急に動き出した感もありますが、実態はどうなのでしょう。

そして、先ほどの質問項目にありました県立大学であります。これは国政課題ではなく、知事の判断から生まれた佐賀県独自の課題であります。

す。今議会の冒頭、知事の提案事項説明では、できるだけ早い時期に建設工事に係る予算を提案する旨の発言があったところであります。

この十一年間は、知事にはたくさんの課題に対して常に全力を出してもらった感があります。方針決定は知事が行いますが、実際、課題に取り組んでいくのは、その時々県の職員の方々の皆さんであります。

そこで、お伺いいたします。

山口知事は四期目を目指すに当たり、議会と、そして県職員とどのように向き合っていくのでしょうか。

また、県政の重要課題への知事の所見をお伺いいたします。

原発の廃炉と核のごみについて、知事はどのように取り組んでいくのでしょうか。

あわせて、佐賀駐屯地が開設して一年がたつ中、今後どのような思いで佐賀駐屯地と向き合っていくのでしょうか。

さらに、九州新幹線西九州ルートについては、国土交通省との間でどのような調整が行われていくのでしょうか。

そして、県立大学については、県民の中に慎重な意見、反対の意見、様々な中、四期目を目指すに当たり、残り任期半年、このまま進めていくのでしょうか。

四期目の出馬を表明された以上、有権者である県民は、当然ながら出馬表明をされた山口知事がどのような考えを持っているのか、高い関心を持っているものと思います。知事から簡潔で明快な納得いく答弁を求めたいと思っております。

ここで、歴代公選になった後の、知事は七代目になられますけれども、最初の沖森知事は一期、二代目の鍋島直紹様は二期、池田直さんが五期、

そして香月熊雄さんは三期。このとき書かれているのが、多選批判もあり出馬断念と書かれていますね。三期。井本勇さんが三期、古川康さんも三期、ちよつと中途でしたけれども、そして山口知事は今回四期目を目指されるということであります。

そして、知事は座右の銘として「蘭心竹生」という言葉を使っているらしいです。蘭のように華やかな心を持って、竹のように真つすぐに生きるという意味であります。私はこの「蘭心竹生」、いいと思います。ただ、佐賀県政のトップとして、この「蘭心竹生」が合うのかどうかというのは、私は真つすぐに生きるのも大事なんですけど、竹のようになやかに、そしていろんな風、言葉を受け止めながら、それに対してしっかりと、折れるような話ではなくて、しなやかに対応していただきたいと思います。

それでは知事から簡潔で明快な納得のいく答弁を求めて、一回目の質問を終わらせていただきます。（拍手）

◎山口知事 登壇Ⅱ皆さんおはようございます。西久保弘克議員の御質問にお答えします。

るる御質問をいただきました。一つ一つが重い話もあって、様々な経緯、長い歴史がある県政課題もございました。ポイント、方針をお答えさせていただきますと思います。

初めに、私の県議会、職員との向き合い方についてお答えします。

まず、県議会との向き合い方についてですが、佐賀県民の幸せを追求するという同じ目標を共有し、健全な緊張関係の中でそれぞれの役割を果たしながら、車の両輪として県政を前進させていくことが大切です。引き続き、こうした関係の中で県議会から御意見をいただきたく思います。

す。そうした意見も受け止めながら、佐賀県をよくしたい、よくしようという同じ目標に向かって、共に歩みを進めてまいりたいと考えています。

次に、職員との向き合い方について申し上げます。

これは常々申し上げておりますけれども、県庁組織をオーケストラに例えています。知事である私は指揮者であります。県民から負託を受けております私が、全体の指揮として方向性を示し、決断する責任を負っていると思います。また、その際、その中で職員一人一人がやりがいを感じ、能力を最大限発揮できるように、職場の長としての役割にも注意を払っております。その私の方向性に基づいて、職員たちはそれぞれのオーケストラで言うパート、パート、部局と言ってもいいと思います。が、楽曲を奏でるわけでございます。そうすることで、県庁全体、組織全体として、県民の皆さんによいハーモニー、全体としてのハーモニーを届けることができるようにするのが知事である私の役割であり責務であると思っています。各部局の努力を横串に刺して連携させてつないでいって、全体として成果を出すようにする、それが県民利益を増大させることになると思います。

次に、玄海原発の廃炉と高レベル放射性廃棄物の最終処分場選定への向き合い方についてお尋ねがありました。

まず、玄海原子力発電所の廃炉への工程の問題と最終処分場の問題は、全く性質の異なることというのをまず申し上げておきたいと思っています。その上でまず廃炉についてですが、九州電力は、玄海原発一号機、二号機について、令和八年度から放射能に汚染された設備の解体撤去を開始するに当たり、廃止措置計画を更新し、今年一月に原子力規制委員会

から認可を受けました。県においては、佐賀県原子力安全専門部会の委員からの助言を踏まえて、九州電力の計画や原子力規制委員会の審査内容を丁寧を確認し、四月に事前了解を行ったところです。

廃止措置といっても長きにわたって関わっていかねばなりません。引き続き県民の安全を何よりも大切に、県も含め、全ての関係者の中に気の緩みが生じることがないように取り組むわけでございます。この廃止するというだけでも四十年近くかかるわけでありますので、これは粛々とチェックをしていくということになります。

続いて、最終処分場について申し上げます。

きのう、大分議論されましたけど、私は、高レベル放射性廃棄物の最終処分場を佐賀県に受け入れる考えはないわけです。この最終処分場は、国全体としては必要だと私は思います。ただ、佐賀県は既にエネルギー政策に十分に貢献しております。玄海町の計画について、文献調査から概要調査への移行を受け入れる考えはないと、私の意思は、これは明確に示しております。

次に、佐賀駐屯地との向き合い方についてお尋ねがありました。

これも、これまでも申し上げてまいりましたけれども、国防の重要性は十分認識しつつも、当初の要請をそのまま受け入れるのではなくて、県民の安全・安心に関わる重要な課題でありますことも踏まえて、飛行の安全性や生活環境、漁業・農業への影響等について様々な観点から論点整理を進めるなど、十年以上一つ一つ丁寧に対応してまいりました。

漁業者をはじめ、佐賀駐屯地に係る全ての皆さんとの十年にわたるこれまでの積み重ねや、期待、葛藤、それぞれの大切な思いが詰まった歴史を経て今日があります。このことは中谷元防衛大臣や小泉防衛大

臣にも直接お伝えしております。あわせて、四月の記念式典でも申し上げます。

飛行の安全は何よりも大切であります。引き続き防衛省に対して一つ一つ丁寧に対応するように求めています。

私は、佐賀駐屯地と地域がお互いに敬意を持って共生していく未来志向の関係を築き上げていってほしいと思っています。

次に、九州新幹線西九州ルートとの国土交通省との調整について申し上げます。

新鳥栖―武雄温泉間のフル規格整備の話は、財政負担、ルート、在来線など、様々な課題を多面的に考えることが必要です。仮に今のスキームのままでフル規格で整備すると、財政的影響だけを考えてみても、佐賀県の将来を毀損するものになります。慎重な議論が必要であります。

そうした中にありましても、これまでも佐賀県は国の求めに応じて様々なチャンネルで国との対話を真摯に続けてまいりました。そして、お話しいただいたように、昨年十月以降は、私と水嶋次官との間でフル規格整備の可能性について二者での協議を重ねております。

私は、フル規格整備の可能性について、議論を深める方向であればアセス等の実施もあり得るということで協議を重ねているわけであります。今後の協議がどのような方向に向かうかは、今時点簡単には見通せません。しかしながら、私はフル規格整備の可能性について、財政負担、ルート、在来線など、様々な課題がある中にあっても未来に禍根を残さない方向性などを県民の皆さんに提示することができないか、引き続き国土交通省との間で協議を深めてまいります。

次に、県立大学についてこのまま進めていくのかとお尋ねござい

ました。

私はきのうも答弁しましたけれども、知事就任直後から、佐賀県の人口推移、人口動態について問題意識を持っておりました。佐賀県は子供の割合は高いものの、大学進学者の八割以上が県外の大学に進学するなど、生産年齢人口は少ないといった課題があります。経済界や福祉団体などからの早期開学の要望においても、この人手不足の解消というものが大きな課題となっています。私はこのような構造的な課題へ対策を講じていくことは県政の急務と考えているわけであります。

佐賀県は、今年年間三千五百人もの四年制大学の進学者がいるのに、県立大学という他県が一般的に持っているものが備わっていない特殊な状況だと思っています。学生にとっては県内進学の見込みが少なく、産業界にとっては連携する相手が少ない、少子化の中、この状況を放置することは佐賀県の将来を先細りさせることであります。

議員からは、国政四課題に、この県立大学の話が加わったとお話をいただきました。その中でも、この四課題とこの県立大学は違うところとも御認識いただいております。そのとおりだと思います。この四つの国政課題は、かねてより国など、いろんな関係者があって、調整を進める中での話でありますけれども、まさにこの県立大学の話は佐賀プロパーの話でありますので、そういったことだと思います。

ということを前提にして、私はこれだけの大学進学率があることを考えますと、佐賀に県立大学をつくることは標準装備とも言えると思っています。できるだけ早い時期に建設工事に係る予算を提案できるように準備を進めているところです。来年九月の設置認可申請に向けて準備を進めてまいりたいと思います。

ということである申し上げました。引き続き県民の皆さんの意見を受け止めながら、議会の議論も踏まえ、県政をさらに前進させてまいりたいと考えております。

◎前田政策部長 登壇 Ⅱ 私からは、県立大学についてお答えします。

まず、県立大学の開学はまだ決まっていないと考えているが、県はどのように認識しているのかというお尋ねについてお答えします。

佐賀県立大学は、理文融合型で理論と実践の循環型の学びにより、「チェンジ・メーカー」を育成する大学でございます。十八歳から二十歳のためだけではなく、子供や社会人を含む全世代が学ぶ大学でございます。県内企業をはじめ、医療・福祉、農林水産業など多くの現場が学びの場、そして、成長の場となる大学でございます。さらに、県内企業との連携による新たなサービス、イノベーションの創出、それから社会人のリカレント教育など、地域の知の拠点、地域のシンクタンクとなるものでございます。

佐賀県立大学は、佐賀県の未来を創る上で欠かせない必要な機能であると考えております。令和十一年四月開学を目指しておりまして、県議会には、これまでも専門家チームを交えた具体化プログラムに進む際、あるいは施設の設計に着手する際など、その都度、議案として提案してきましたし、これからも必要な議案を提案し、様々な御意見をいただきながら、議決を受けて次の段階へ進めさせていただきたいと考えております。

それから、広報に関してなんですけれども、新設する大学につきましては、広報の際には、設置認可申請の準備中であること、このことを付記するよう文部科学省から言われております。現在も県立大学について

広報する際は、どのような広報媒体にもその旨を付記しておりますので、今後も留意してまいりたいと思います。

次に、隣県に多くの大学がある中で、なぜ県立大学が必要なのかという御質問にお答えをします。

地方でこそ大学の機能が重要と考えております。大学は地域における知の拠点でございます。それぞれの地域が、高校生の進学先だけではなく、AIが前提の社会における社会人のリカレント教育や地元企業と協働したイノベーションの創出などに、大学を生かして取り組むことで、地域を支え、地域で輝く人材の育成、確保といった好循環につながると考えております。

福岡県、長崎県に多くの大学があるから、佐賀県には不要ではないかというお話ございましたけども、これは大学を単なる進学先と見ると、そういう発想になるかもしれませんが、十八歳から二十二歳だけのための大学ではなく、全世代のための大学というふうにその役割が拡大しております。現在、国の中央教育審議会におきましても、これからの人口減少社会の中でも、地方の大学を自治体、産業界、医療・福祉界などがしっかり支えていく、知の拠点として生かしていくという議論が行われております。そこでは、近くの県に大学があるからとか、大学が少ない県はそのままでもいいという方向性で議論はなされていないということは申し上げておきたいと思えます。

次に、佐賀総合庁舎敷地への校舎建設についてお答えします。

県立大学の設置場所につきましては十三の市町から要望がございました。そして、民有地の活用なども含めて検討を行いました。近年の大学のスタンダードであるコンパクトな施設、既存の建物や近隣の施設の活

用、佐賀大学や西九州大学と連携した教育環境の実現、それから、県内全域からの通学の利便性など、幅広い観点から検討いたしました。

そして、協議を重ねる中で、拠点となる場所を佐賀市八丁畷町の佐賀総合庁舎敷地内とすることといたしました。近隣にはSAGAサンライズパークや佐賀市文化会館があり、商業施設も近く、佐賀駅からも徒歩圏内であり、大学として躍動感が増す場所だと判断いたしました。また、複数の高校とも近く、県立大学と高校が連携した新しい教育も展開できると考えております。

それから、議員からは西九州大学の空き教室の利用というお話ございましたけども、私立大学の財産でございまして、大学側から何か提案をいただいたこともない中で、その空き教室というのはいかななものかというふうに思います。

また、武雄アジア大学の公立化というお話もございましたけども、船出したばかりの大学でございます。そして、今学んでいる学生もいることを考えますと、そうした発想もいかなものかというふうに私どもは考えております。

それから、佐賀平野北縁断層帯のお話をいただきました。

このことについてですけども、政府の地震調査研究推進本部によりますと、日本には全国で約二千の活断層があるとされています。その中の主要活断層が百十四ございます。そして、そのうちリスクが高いとされる断層帯が三十一ございます。この三十一の断層帯の中には、この近くで申し上げますと、福岡県の警固断層が含まれておりますが、佐賀平野北縁断層帯につきましては、この三十一の中には含まれておりません。

この佐賀平野北縁断層帯につきましては、直接的な資料が得られてお

りませんで、断層面の長さが三十八キロ、それから、幅は十三キロから十七キロと大変広範囲になっておりまして、平均活動間隔は六千年から一万九千年程度である可能性があるかとされているものでございます。

全国各地に活断層がある中、それと共存しながらまちづくりが進められております。リスクが高いとされる警固断層につきましても、天神の再開発なども行われているということは御案内のとおりだと思います。

最後に、市町から提案を受けた候補地についてお答えいたします。

県内の十三の市町から立地場所に関して様々な御提案がございました。これはあくまでも県立大学の立地場所の候補地ということそれぞれの市町の御判断で提案いただいたものであります。それらの土地の活用について県が主体的に関与していくべきとの考えは持ち合わせてございません。

私からは以上でございます。

◎井手農林水産部長 登壇 Ⅱ 私からは、荒廃農地対策について答弁します。

まず、荒廃農地に対する県の認識についてですが、本県では適切に管理されず耕作が困難となった農地、いわゆる荒廃農地が本県を含め多くの県で増加傾向にあります。こうした状況は、営農にとどまらず、防災や景観にも影響を及ぼすことから、重要な課題として認識し、市町や関係機関と連携して必要な対策を進めております。

まずは、荒廃農地の発生を未然に防ぐ取組に注力しています。具体的には、地域で将来の農地利用について話し合う地域計画の策定を通じて、守るべき農地とそれ以外の農地を整理するゾーニングを推進しております。

また、市町や農業委員会などの関係機関・団体と連携し、農地の集約化を加速しております。

あわせて、新規就農者の確保や企業参入などにより、多様な担い手による農地の保全、活用を進めております。

既に荒廃している農地につきましては、例えば、鹿島市の音成・嘉瀬の浦地区、唐津市の野田地区などでは基盤整備でも対応しておりますし、さらに地域の要望も踏まえながら、雑木の伐根や除けき、耕起、整地といった農地再生に関する支援事業などの活用も働きかけていきます。

荒廃農地対策は一つの取組で解決、改善できるものではないため、こうした複合的な対策を重ねて進めていきます。

なお、政策提案の項目は多様な課題の中からその都度状況を踏まえ、総合的に判断して選定しております。

先月行った国への政策提案では、担い手の確保や中山間地域対策の強化などに荒廃農地対策に関連するものも含まれており、引き続き荒廃農地対策に関する各種施策に積極的に取り組んでいきます。

次に、スマート農業の推進についてですが、労働力不足への対応や生産性の向上を図る上で、スマート農業の活用は有効な手段の一つであると認識しております。

県では、これまで県単独の「さが園芸888整備支援事業」や国庫事業等を活用し、スマート農機の導入支援に加えて、試験研究機関による現地実証や、地域農業振興センターなどを通じた技術指導など、ハード、ソフト両面から支援に取り組んできました。その結果、県内でのスマート農業の活用は着実に進んでいるものと考えます。

一方で、スマート農業は、機械の導入コストが高いことや圃場条件や

経営規模によっては効果が限定的となる場合があるなど、導入が進みにくい面もあるかと思えます。また、個々の技術では、ドローンで使用できる農薬や展着剤が限られていることなども課題となっております。

このため県としては、補助事業の活用や集落営農組織などでの共同利用、農業支援サービス事業体による作業受託の仕組みづくりを進め、導入コストの負担軽減と効率的な活用を図っていきます。さらに、市町に対しスマート農機の導入に合わせた基盤整備事業による大区画化など、活用しやすい農地条件の整備を促していきます。

あわせて、先月行った国への政策提案では、スマート農業の導入と合わせた基盤整備の予算確保や、ドローン用農薬の新規登録、適用拡大などを求めているとして、今後必要に応じて提案していきます。

なお、市町による独自の支援策の実施については、各市町によって違いはありますが、現行の県単事業の補助事業者は市町でありまして、市町負担もされておりまして、県と市町が一体となってスマート農機の導入を進めている状況にあります。今後ともスマート農業の普及拡大を進めていきます。

私からは以上です。

◎福田警察本部長 登壇 II 警察本部長の責務と役割についてお答えします。

まずもって、御指摘のありました県警察科学捜査研究所の元職員によるDNA型鑑定に係る不祥事案につきましては、県警察に対する県民の信頼を大きく損なうものであり、県警察の責任者として大変に申し訳なく、重ねまして深くおわびを申し上げたいと思います。

また、本件に関しましては、県議会においても決議がなされ、県議会

の皆様から厳しい御指導を賜る事態を生じさせたことを責任者として大変に申し訳なく思っております。

私は令和六年十一月末に佐賀県に着任し、これまでの期間、この問題への対応に当たってまいりました。そして、今般、警察庁の特別監察の実施結果が示され、私自身も警察庁から厳しく指導を受けました。

この特別監察の実施結果において詳細に示された再発防止策の各項目につきまして、県警察においていまだ実施に至っていないものは早急に対応し、また、既に実施しているものについても徹底して見直すことにより、それぞれの措置がさらに実効あるものとなるよう、県警察としてしっかりと力を入れるべきと私は考えております。

県警察に対しては、多くの方々から厳しい御指導、御指摘をいただいております。警察活動は、県民の信頼、県民の理解と協力を得てこそ成り立つものと考えており、私は県警察の責任者として、事態を大変に申し訳なく思っております。こうした多くの厳しい御指導、御指摘を真摯に受け止めた上で組織運営に努めたいと考えております。

また、警察官の採用情勢について御指摘がありました。昨年度の県警察の警察官採用試験の受験者数は二百七十七人であり、これは五年前から半減しております。人材の確保は良好な治安のための基盤ではありますが、現状は県警察の将来をも大きく左右する極めて厳しい状況にあるものと認識しております。

議員御指摘のとおり、県警察の多くの職員が誇りと使命感を持って職務に邁進できる、そういった組織運営が重要であり、それが警察本部長としての大きな役割であると考えております。

私は、組織運営に当たっては、職員一人一人がそれぞれの持ち場にお

いて、それぞれの能力、経験、情熱といったものを十分に発揮できる、そのための環境をつくり、それを維持することが何よりも大切なことであると考えております。

警察は、例えば、曜日、昼夜の別なく、事件や事故が発生した際には、常に迅速かつ的確な対応が求められる、時には自らの危険を顧みることなく任務の遂行が求められる特殊な組織であります。

しかし、組織機能が特殊であるからといって、その特殊性に起因する組織内の文化や制度、何らの思案や検討なく受け入れ続けるのではなく、一人一人の職員がそれぞれの持ち場で存分にその力を発揮できるよう、勤務環境、職場環境をよりよいものにする努力を続けること、また社会情勢に応じたものとしていくことは、組織の長に求められる重要な役割であると私は考えております。

そうした観点から、私は着任以来これまで、日々の勤務の中で、できるだけ多くの職員と直接やり取りすること、できるだけ多くの職員の勤務状況を自ら確認することに努めてまいりました。そして、その上で、多くの職員の勤務環境、職場環境がよりよいものとなるよう、自ら示唆し、提案し、指示してまいりました。

また、私は、組織の士気を高め、維持することも組織の長としての大きな役割であると考えております。そうした観点から、私は着任以来、できるだけ多くの職員に対し直接自分の言葉で、それぞれの職員について、そのポストに求められる役割、その持ち場に求められる使命といったことを分かりやすく説くことに努めてまいりました。

警察は多様な機能を有する大きな組織です。よって、組織を構成する一人一人の職員のそれぞれの職務には様々なものがあります。それぞれ

の職員が、それぞれの持ち場において自身の職務に対する誇りと使命感を新たにすることができるよう、できる限り努めてまいりました。

部内において多くの会議や指示の場があり、その際の訓示において常に自分の考えや思いを自分の言葉で語ってまいりました。大きな事件が発生した際の捜査本部には、その全てに足を運び、捜査員に声をかけてまいりました。できる限り駐在所も訪問し、勤務員のみならず、共に生活されている御家族にも声をかけてまいりました。

県警察の多くの職員が、それぞれの持ち場において誇りと使命感を大切に存分にその力を発揮することができるよう、組織の長としての役割を認識し、その責任を果たす、その覚悟を持って日々職務に当たっております。

また、議員から自転車車の車道通行に伴う道路管理者との連携に係る御指摘がありました。

道路交通法上、歩道と車道の区別があるところでは、自転車は車道を通行するのが原則であります。こうした中で、車道を通行する自転車の安全確保は重要な課題であり、議員御指摘のような車道や歩道の整備が十分ではないといった事情により、車道を走行する自転車に危険が生じかねない事態が生じているときには、速やかにその道路を管理する道路管理者において対応いただく必要があると考えております。

このときの警察における対応について御説明しますと、例えば、警察官がパトロールをはじめとする警察活動を通じ、道路上に安全で円滑な交通に支障が認められる障害物等を把握するなどした場合は、その場所を管轄する警察署を通じ、道路管理者に対して情報提供するといった措置を講じてきております。そして、このことは、例えば、地域住民の方

から警察に対し、道路上の障害物等に係る情報提供があったときも同様であります。

安全で安心な道路交通環境の実現は県民共通の願いであると考えております。警察としては、パトロールをはじめとする各種の警察活動や住民の方々から寄せられる要望等により、個々の道路における危険な状況を把握した際は、速やかに道路管理者との共有を図ることにより改善につなげることができるよう、適切な対応を講じてまいりたいと考えております。

なお、議員からは、こうした地域の課題に的確に対応するためにも、警察庁との連携が重要ではないかと御指摘をいただきました。

私は、警察庁から着任した者として、県警察において的確に対応すべき様々な治安課題の中で、国レベルでの対応を要する論点については、警察庁に検討や措置を求めたりといった対応を講じることも自らの大きな役割の一つであると考えております。

また、私はこれまで、警察庁のほか、警視庁や大阪府警察等においても勤務してまいりました。警察のほかに財務省や外務省に出向し、在外公館での勤務経験もあります。様々な課題への対応や組織管理、業務運営に当たり、他府県の先進的な手法や有効な取組を佐賀県警察に取り入れるといった措置を主導する、また、私自身の経験や視野を生かすといったことも自らの役割の一つであると考えております。

県警察としましては、DNA型鑑定に係る不祥事案に関する各種の再発防止策を確実に推進するとともに、あわせて、日々の警察活動にしっかりと取り組み、もって県民の期待と信頼に応えてまいりたいと考えております。

以上でございます。

◎西久保弘克君 登壇Ⅱ 御答弁本当にありがとうございます。

まず最初に、福田本部長の言葉というのはちよつと私も本当に響いた部分ありますし、また、言葉としてはあれですけど、しっかり道路管理者と連携をしていくってくれるということで確認はしっかりできたと思いますので、しっかりやっていただきたいと思います。よろしく願います。

次に、再質問なんですけれども、知事に少し残念だったのは、やっぱり県立大学についての答弁なんですよね。知事がもし三問目の県立大学について私の質問、例えばじゃないんですけど、県立大学の必要性についてということ、北部九州三県、るる私は話をしました。この中身をしっかりと見ていただいておりますれば、答弁として佐賀県にないからという言葉は出なかったのかなど。そして、鳥瞰的に物を見られる知事が、佐賀にないからということ、あの答弁はあまりにも寂しいというか、ちよつと信義にもとるのかなというような感じが私しましたので、これについてはちよつと答弁をもう一度お願いしたいと思います。

それと、私は対立や取り合わない、意に介さないという話はしましたけれども、これは議会対議会であればそうなのかもしれない、議会と執行部であればそうなのかもしれないんですけど、やっぱり人間対人間でするべきところはあると思うんですね。

例えば知事、先ほど言った、この道路の草の問題、これは先ほど本部長に言つて、ここは車道なんですけど、草が生えていてこれは通れないんですよ。これを道路管理者と一緒に頑張って解決してくださいよということを本部長にお願いして、本部長はしっかりやってくれるという話な

んですけど、知事、例えば、ルールとしてあるのであれば、いや、あくまでも自転車はこっちば通らにやいかんやろうもんと、ここの白線の中が草だらけになっけていても、ここば通らんばいかんやろうもんと、ルールとしてはそうなりますよね。でも、ルールはそうだととしても、やっぱり、いや、そこはもう目をつぶるという言い方は悪いんですけど、自転車を引いていってくださいとか歩道を歩いていってくださいとか、そういった話があつていいと思うんですよ。

ですから、私の率直な話ですよ、知事、ここでしか話せないから話しますけど、再議というのは私はやり過ぎだったかなと。昨日の話でもありましたけど、ルールがあるからやりましたよという話、これはちよつとあまりにやり過ぎだったのかなという気は私はします。

それともう一つ、県警本部長の話を聞いていて少しほかの例を言いますけれども、何となく山口県政の中で、謝ることがすごく悪いことのよな感じを受けている職員さんがいらつしやるのではないかなというふうなイメージが私あります。悪いこと、謝ることが、謝罪することが。

市会議員さんたちと県立大学の資料を見たときに、山口学長予定者は、やっぱり失敗を恐れずに謝ることができる生徒をつくりたいんだという話がありました。そのフリーズに私も正直感動していたんですけども、謝ることが少しできなくなっているのかなという気が強く私はしていて、これは、一つの例ですけど、先般、佐賀競馬組合で三十年以来の不祥事がありました、私は馬主会の顧問をやっていますので、馬主会の総会に行つたんですよ。そのときに引馬管理者は来ていただけませんでしたけれども、副管の方、三月まで部長をやられていた方が、今、副管やられていますけど、我々としては、馬主会としては、まず最初に、祝辞の

前に、まずこういう不祥事があつて本当に御心配をおかけしましたという話があるんだろうと、県外からもたくさん馬主の方が来られていますからね、まずそれがスタートだろうと思つたんですけど、その話は一切されずに祝辞を、普通の祝辞を淡々と述べられて、もう帰られたんですよ。

その後、総会のために、いろんな馬主さん、県外から来られた方が、何だこれとはと、盛岡競馬では不祥事があつて、競馬が止まったこともあるんだぞと、止まることがないようにしてくれと。ただ、あの態度は何だと、馬主と騎手と騎手会と組合は一緒じゃないのかというような話もありました。ですから、謝ることがよくないのかなというような、何となくそういうイメージが部長経験者がそういう対応であればなるほどなというのがありました。

それと、これは県立大学について知事にはその辺を少しちよつと答弁していただければなと思います。

県職員に対する対応というのはありましたけど、何となくそういうイメージがすごくありますので、そこをよろしくお願いします。

それと、ラッピングバスについて前田部長に答弁いただきましたけど、文科省からも指導を受けて、「佐賀県立大学は設置認可申請準備中ですが内容は変更となる場合があります。」と書きなさいよと書われているんですけど、これを見て、確かに下に書かれていますよ、分かりますか。

（パネルを示す）ここです。これはバスに書かれても分かりませんよ。これをぱつと見て、車で通っていたり、バスが走っている中で分かりますか、ここに小さく下に書かれていますよ。これで書いていますよはいと思いますよ。ですから、予定とか目指していますというふう

ばいいものを、言い方悪いんですけど、失礼な言い方ですけど、こういう姑息なやり方をしてやるような佐賀県の職員なのか、政策部長なのかというのを、私は今、答弁聞いて憤りを感じたというか、ちょっとあきれました。

それと、やっぱり誠意を持ってお願いをしたいということと、武雄アジア大学に関しては船出をしたばかりというのは分かっていますよ、船出をしたばかりというのは。ただ、武雄市も困っています、運営しているところも困っている。武雄アジア大学に対して、武雄市は十三億円出して、うちは六億五千万円出しているんですよ。ですから、そういったこともひとつ考えるべきではないですかという話です。

それと、前田部長に私が一番憤りが感じたのは、市町からの提案を受けた候補地の活用について、私はこういった候補地について、市町がせっかくこういう候補地がありますよと出しているわけですから、県はこれに関して何か手を差し伸べて知恵を出すべきではないですかという質問に対して、県が主体的に向き合う考えはないと、やっていないという話ですよ。やっていませんよ、考えていませんよ、勝手にやってくださいよという話ですか、市町は怒りますよ。こういった県立大学を造ろうとしているわけだから、候補地、うちにしてくれんですか、うちにしてくれんですか、周りはこういうふうに整備しますよと、みんなが一緒になってやったものに関して出してきた、いや、あんたのところは駄目やったもんね。だから、主体的に向き合う考えはないと、こんな答弁はないですよ。もうちょっと誠意ある答弁を求めたいと思いますので、知事と前田部長にお願いしたい。

それと、農林水産部長、本当、私も誤解があったと思います。荒廃農

地に関しては取り組むということをしつかりおっしゃいましたので、先ほど荒れている農地がありますので、それに関してはまた、県の所管の方々と相談をしながら、荒廃地の解消に向けて私も努力したいと思っていますので、ぜひしつかりとした予算と対応をやっていたくことをお願いしたいと思います。

それでは、三点ほどありましたけど、知事と前田部長によりしくお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

◎山口知事 登壇Ⅱ西久保議員の再質問にお答えします。

まず、県立大学についてです。

るる佐賀県内の意義というのはあるわけですが、一つの側面で見ますと、四年制大学に行く数というのが、まず、これ全国的にも非常に多く増えていったわけです。本当に昭和の終わりから平成にかけては佐賀県でも六人に一人しか四年制大学に行かなくて、県内就職も非常に多くの人が行っていたわけですけれども、毎年二千人ぐらいの四年制大学に行く方々が今は三千五百人ということになっていて、その三十五年間ぐらいの間に全国では公立大学が百校以上できたわけです。確かに高専も佐賀県にはなくて、福岡県には三つもあって、長崎県にもあるという状況で、この三十五年間はこういうことだったのかなというふうには私は思っていて、いろんな議論があったと思います。ただ、そこにはもしかしたらよそにあるからいいじゃないかという議論もあったのかもしれないと思うんです。

ただ、やっぱり私は今ここで知事をやっていて、今までみたいに中央集権ではなくて、地方、地方で人材を育成して、そして、産業もつくっていくという時代になっているわけでありまして、そうすると、佐賀県

で教育委員会が小・中・高と頑張って育てていくわけですが、半分以上のほとんどの方が今四年制大学に行って、その後、産業界という形の中で、一遍出ていった佐賀の子たちが、なかなかですね、もちろん県議会の皆さん方が奨学金の制度も言っていたから、それも導入してみました。でも、やっぱりよそもやりますから、そうすると、なかなかこの佐賀県の子供たちを佐賀県で育てて、佐賀県に残りたい子たちに何とかしてということを考えて、やはりよその県に行けばあるからよかやっかいということではなくて、やはり佐賀県が大切に「チェンジ・メーカー」を育てて、ここから、いろんな自分の人生を打開するような子供たちを育てていきたいというふうに私は思っております。

ですので、そういった意味で、鳥瞰的に物事を考えるのはとても大事なことですし、福岡県と長崎県と連携して物事を考えたいと思いますけれども、やはり佐賀愛に満ちた佐賀にいたい子たちもいます。もちろん県外に出たい方は志を持って佐賀を好きでいながらも行っていただきたいんですけれども、いろんな事情で佐賀に残りたいなという子たちには、ここですばらしい教育を受けてもらいたいなと私は思っております。

そして二つ目ですが、ルールの問題です。

確かにおっしゃるように、ルールと現場の間には乖離があって、何か紋切り型にルール当てはめると、あれっ、何か全然違うんじゃないのと、特にそれこそ交通問題なんか、都市部と地方では違うよねと、いや、これは結構いろんなところで思うことでもあるんです。なので、国には細かく地方のことを分かってほしいなというふうに思っています。

ただ、ルールに目をつぶるとおっしゃいましたけれども、私はみんなでルールを変える、それぞれのルールをつくるとか、ルールは守らなけ

ればいけません、ルール自体を変えていく努力をみんなで作っていくということが必要かなというふうに思います。

それから、謝罪の件です。

ちなみに、佐賀県庁はともいっぱいミスをします。それを一つ一つ公開しております。ですので、かなり県職員も謝ることが多いので、でも、それがきつと大きなミスにつながらない。人間だから必ず間違いはあります。だから、それはそれでいいんです。いいから、それで、次は修正するようにという、その積み重ねなんです。なので、まさにトライ・アンド・エラーで、行政は必ず間違えないはずだとかいう縛りにとられちゃいけないわけだから。ということなので、その謝るがセットということも私も賛同いたします。

で、再議の話ですが、私は昨日も、再議に至ったということに関して、先ほど申し上げた県立大学をつくるのが急務だという思いから、ルールにのっとってやったというふうに思っておりますけれども、一つ思い返せば、その前に県議会で議決をいただく前にもっと説明の仕方はなかったのかなとか、そういったところに対する自分なりのじくじたる思いもあります。

ですから、ずっと長い間、いろんな議論をしてお付き合いしてきた県議会との間で、そういったあらかじめいろんな説明をしながらというところでもっとやりようがあったのかなということについては私なりに思っております。

それから三つ目ですが、競馬組合の話がたしかありました。

基本的に、つかさつかさだと思っております。競馬組合には管理者がいて、引馬さんが管理者だと思えますけれども、そこでしっかりやっ

てもらいたいと思います。

ただ、私は佐賀競馬組合にはとても愛着がありますし、あそこで働いているみんなって、すごい思いの中で、荒尾とか、ほかがなくなったときに、非常に地獄の苦しみを味わいながら何とか維持して、立ち直って今があるということ、本当にその喜びは周年行事のときも分かち合っているんです。いや、だからこそ、そういった不祥事ということに關して、非常につらいなと思う気持ちというのはよく分かります。

なので、私から、つかさつかさで、そういったところの別の自治体には一応なるわけなんで、そこはそうはいっても県の関係者がよく行っていますから、そういったところについてはぜひそこで働いているみんなの気持ちとかを読み取りながら。心が大切だというのはまさにそのとおり。なので、佐賀県庁も佐賀県民の心を、先ほど言った県議会と執行部側はお互いの心と心、県職員にも心、そういったところはしっかりと生かしていきたいと思います。

◎前田政策部長 登壇Ⅱ西久保議員の再質問にお答えいたします。三点ございます。

まず、ラッピングバスのお話です。

ラッピングバスの字が小さいとかということ、姑息なやり方という厳しい御指摘もございましたけども、ラッピングバスのデザインの関係もありまして、こういう文字の大きさになっているという部分もそこはあると思いますけども、今現在いろんな広報物を作成しております。高校生向けでありますとか、いろんな広報物を作成することにしておりますので、今回の御意見というのはしっかり受け止めたいと思います。

それから、二つ目の武雄アジア大学について質問ございましたけども、

武雄アジア大学に關しましては、地域の自治体である武雄市と、それから、武雄アジア大学のいわゆる共同事業のような形でいろんな取組が進められております。武雄市におかれましては大学連携推進室も設置されました、地域の商工会議所でもありますとか、いろんな団体とともに、これから大学を生かしたまちづくりというものが進められるというふうに伺っております。こうした取組を県としてはしっかり見守っていく必要があるのではないかと考えております。

それから、市町から御提案いただいた土地の活用についてでございます。

私、県から主体的に關与ということについては考えておりませんと申し上げました。これはもちろん全く県として対応しないというわけではございませんで、県立大学以外にも様々な活用について県に相談なりというのがございますれば、そこはしっかりと対応したいと思っておりますし、そして県立大学の学びのフィールドは県全域ということで考えております。いわゆる学生が地域で学ぶ際のベースキャンピングとなるような場所というものも今後考えていく必要がありますので、市町にはその点で御協力をお願いするという部分もあるかと思ひますし、今回はまずは県都である佐賀市に一つ拠点を設置することとしたのですが、今後、長いスパンで考えますれば、その学部新設の可能性についてもないわけではございません。市町からいただいた様々な御提案というものは将来の検討に生かされるものと考えております。

私からは以上でございます。

◎西久保弘克君 登壇Ⅱ再々質問させていただきます。

知事、やっぱり再質問はいいなと思うのは、知事が自分の言葉でしや

べつていただけると。やっぱり答弁内容というのはどうしても執行部が作られますので、言い間違いができませんだろうなと思いますけれども、再質問によって知事の考え方がよく分かりますし、あったかいというのは正直なところであります。再議に関しても、ちょっと私はやり過ぎだという話をしましたが、自分なりにどうだったのかと反省——反省しているのかどうかは別として、そういう話が出たというのはよかったです。

あとは競馬組合、思いは私も一緒ですので、しっかり佐賀県、やっていきたいと思います。引馬副知事も本当に管理者、一回か二回は行ってくださいよ。よろしくお願いします。

それでは、再々質問ですけど、県立大学についてでございます。

前田部長さん、本当に私が言いたかったのは、ラッピングバスにしても、開学という大きな文字で書かれて、誰が見てもこれは開学決定したのかという話をよく聞きます。やっぱり誤解を生むような広告私はよくないと思います。文科省から言われたから文字を入れていますよと、そんなのは県がやるようなことではないですよ。しかも、開学、開学と、あんな文字は私はないと思っていて、これに関してはやっぱり早急に対応をするのかしないのかを答弁ください。

それともう一点、武雄アジア大学に関しては、何度も言いますが、やはり本当に武雄市も運営のところも苦労しています。ですから、六億五千万円出したけん、お金出したけんよかるうもんではなくて、武雄市ともやっぱりしっかり話をしながら、ここに県立大学を持っていって、持っていないは別にして、しっかり取組を一緒にやっていただきたいなと思います。

質問は、先ほどのラッピングバスのほうに関しては早急に対応できるのかどうか。もう一つは、市町からの企業立地、市町からこういった提案があったことに関して、やっぱり真摯に応えるべきであり、主体的にやるのかやらないではなくて、一緒になって、県内のそういった有効な土地があるのであれば、活用するような方針を持ってやるべきだということを書いていきます。ですから、そこは誤解がないように、しっかりとこの二つ、ラッピングバスとこれに関しては答弁してください。

ラッピングバスだけではなくて、広報の仕方、これに関しても、やっぱり開学というのはまだ決まっていますから、誤解を生むようなことは絶対してもらいたくないということで、この二点に関して前田部長の答弁をお聞きして、質問を終わりたいと思います。

◎前田政策部長 登壇 Ⅱ 再々質問にお答えいたします。

ラッピングバスです。直ちに対応するのかどうかという御質問でございましたけれども、ちょっと技術的にどういうことができるかということも含めて、これはしっかり検討してまいりたいと思います。

それから、武雄アジア大学の件ですね。県から六・五億円の補助金を出しているからということでございます。

もちろん私も、その武雄アジア大学を含めまして、県内の高等教育機関の充実というものを目指しておりますので、そこはしっかり武雄市と連携をする形で、武雄アジア大学の学びが地域にとっても実りあるものになるよう、しっかり連携をしてみたいと思っています。

それから、市町の土地につきましては、市町の土地ですけれども、今回は県立大学の候補地ということでお話をいただいたものでございますけれども、県には様々な形で企業立地の管理している形で御提案なり御

相談というのもあっておると思いますので、そこは市町のほうから今回の候補地についてそういう活用もというお話がございますれば、そこはしっかりと県として対応していくことになると思いますので、何といいましょうか、主体的にという言葉に非常に引かかったということでございますけれども、基本的にいいいますか、所有者は市町でございますので、そこで何ができるかというところを考えると、一緒に考えていくという姿勢でその辺は考えてまいりたいというふうに思います。

私からは以上でございます。

◎指山清範君（拍手）登壇＝皆さんこんにちは。自由民主党の指山でございます。

一般質問は登壇するのは約一年ぶりでございますが、五項目にわたって質問をさせていただきますので、知事以下、しっかりと御答弁をお願いしたいと思います。

質問に入ります前に、県当局にちょっとお礼を言わなければなりません。それはサガン鳥栖U-15の育成拠点、「ネストヴィレッジ」を整備していただいたことでございます。選手の成長と挑戦を支える環境を整えていただき、本当に感謝でございます。

ネストヴィレッジという名前には、「巣立ちの巣」という思いが込められていることでございます。日本のクラブチームの中でトップの育成力を持つクラブですから、近い将来、また全国制覇をするということはもちろんでございますけれども、今、オリンピック以上に世界中が熱狂するワールドカップが行われております。このワールドカップ、サガン鳥栖出身の選手が出場してくれました。ゴールを決めてくれました。次は下部組織で育ったこの選手の中から日本代表として、次か、そ

の次のワールドカップに出場するような選手が育っていくことを願っております。そのことが佐賀県の誇り、はたまた日本の誇りとなればと想像すると、わくわく感が止まりません。スプリングスやブルーナーズ、レッドトルネードと同様に、引き続きサガン鳥栖の御支援もお願いいたします。

それでは、質問に入らせていただきます。

まず、医療的ケア児への支援についてでございます。

まず最初に、知事にお尋ねをしたいと思います。

平成二十七年から「子育てし大県」さが「」を掲げ、佐賀で安心して子育てしていただける環境づくりに向け、佐賀らしい様々な取組が進められております。毎年のようにメニューを追加していただいて、今では八十以上のメニューがあるということでございます。

こうした中、医療的ケア児への支援については、県が令和四年に設置した医療的ケア児支援センターを中心に、本人や家族からの相談に丁寧に対応されているほか、レスパイト支援として一時預かりを行う医療機関や短期入所施設への支援、自宅への訪問看護師の派遣などの事業も実施されています。

しかしながら、医療的ケア児支援の現場からは、「子育てし大県」さが「プロジェクト」の中で紹介している支援の情報をもっと分かりやすくしてほしいといった声も聞いております。

医療的ケア児やその家族に寄り添った支援の充実を図ることはもちろん、提供している支援内容が必要とする方に伝わり、利用できるようにすることが重要であると考えます。

そこで、医療的ケア児をはじめとする多様なニーズがある家庭への支

援について、「子育てし大県」さが「プロジェクト」ではどのように位置づけているのか。また、支援が必要な方にその支援が届くようにしてほしいという声もありますので、その点について、知事のお考えを自分の言葉で御披露いただけたらというふうに思います。

それから次に、医療的ケア児の家族に対するレスパイトについてお尋ねをいたします。

まずは、医療的ケア児を受け入れる施設の拡充についてであります。

医療的ケア児を受け入れる医療型短期入所施設は増加傾向にあるものの、不足していると聞いております。特に、重度の医療的ケア児の受け入れが可能な施設は少なく、利用を断られるケースもあることから、受け入れ促進に向けた施設の充実が必要であると思います。

医療的ケア児を受け入れる医療型短期入所施設の拡充に向けて、県は今後どのように取り組んでいくのかお伺いをいたします。

次に、在宅でのレスパイト事業についてお尋ねをいたします。

小児慢性特定疾病医療費助成制度の受給者の家族を対象とした在宅レスパイト事業は、家族の休息等を目的として年間四十八時間まで訪問看護師の派遣を受けることができる制度であります。これは何かあったときのためにとっておきたいの思いから、利用控えにつながっているとの声もございます。また、訪問看護師の自宅への派遣だけでなく、冠婚葬祭や家族の日常的な外出先への同行にも対応するようレスパイト事業を拡充してほしいという要望もございます。

過去に母親が医療的ケア児の呼吸器を外し死亡させるという痛ましい事件がありました。福岡市では、この事件をきっかけに在宅で人工呼吸器を二十四時間使用している医療的ケア児や医療的ケア者を対象に在宅

レスパイトの利用時間を年間四十八時間から三百三十八時間に拡大されています。家族が倒れる前に、あるいは事件が起こる前に休息が取れる実効性のある時間設定をすべきではないかと思っています。

在宅レスパイト事業を利用しやすい事業とするために、年間利用時間の抜本的拡大、看護師の外出同行の適用拡大といったお考えはないのか。また年間四十八時間の利用実態はどうなっているのかお伺いをいたします。

次に、動くことができる医療的ケア児への支援についてお尋ねをいたします。

近年、課題となっているのが、自分で歩いたり走ったりすることができ、いわゆる動くことができる医療的ケア児への対応であります。

身体障害を伴わない動くことができる医療的ケア児は、その活発な行動ゆえに、既存の医療型施設では安全確保が難しく、一方で児童養護施設等では、医療体制が整わないという制度のはざまで取り残されています。

家族の養育困難による社会的養護が必要なケースにおいて、県内に受入先がないことは、子供の生存権や発達の機会を著しく損なう事態です。具体的な受け入れ体制の整備に向けた実効性のある施策を行っていかなければならないと思います。

こうした子供の社会的養護が必要になった場合、受け入れ施設に看護師の配置が必要なため、受け入れ調整が難航する事例もあると聞いております。そのため、動くことができる医療的ケア児を円滑に受け入れるに当たっては、現在、医療、福祉及び教育分野の関係者で構成されている医療的ケア児等支援連絡協議会に児童相談所を加える必要があるとも

思います。また、障害福祉施設に対する看護師の加配、あるいは医師が緊急時対応できる二十四時間オンコール体制の整備など、県独自の制度を創設し、その施策効果を検証した上で、動くことができる医療的ケア児の受け入れ体制を強化していく必要があるとも考えます。

あわせて、動くことができる医療的ケア児を受け入れる際の事故等の賠償責任への対応策や看護師等の処遇改善への支援、さらには、県として包括的な保険加入の支援や処遇改善加算の上乗せを検討するなど、受け入れに伴う施設側のリスクを軽減するための施策をできる限り行うことも重要だと思っています。

そのほか、動くことができる医療的ケア児の人数や、在宅ケアの負担が限界に近い家族数、受け入れの障壁となっている要因を把握するための実態調査の実施も求められています。

そこで、今るる申し上げました医療的ケア児等支援連絡協議会への児童相談所の参加要請、県独自の制度の創設、事故時の賠償責任への対応策や看護師等の処遇改善に対する支援、リスク軽減のためのガイドラインの策定、実態調査の実施など、これらについて県はどのように対応するのかお伺いをいたします。

次に、学校における医療的ケア児への支援についてお伺いいたします。学校においては、医療的ケアの実施体制が整備され、特別支援学校や地域の小中学校において学ぶ医療的ケア児も増えていると聞いております。

医療的ケアを必要とする子供たちが学校で学ぶことのできる環境整備が進んでいることは大変喜ばしいことであり、今後も継続して環境整備を進めていく必要があると考えます。

県立特別支援学校における医療的ケアの実施体制について、まずお尋ねをしたいと思います。

医療的ケアが必要な生徒においても、十分な教育が受けられ、また保護者の付き添いなくても支援が受けられる教育環境を整えることは不可欠なことと思います。

文部科学省の調査によれば、特別支援学校に保護者の付き添いについて、登下校においては五九・三％、学校生活においては三・八％、保護者の付き添いがあるという結果が出ています。

なお、学校生活において保護者が付き添いを行っている医療的ケア児の付き添いが必要な理由として、医療的ケア看護師や認定行為業務従事者はいるが、学校や教育委員会が保護者の付き添いを希望しているというのが四八・七％と最も多かったという結果も出ています。

佐賀県において、登下校や学校生活における保護者の負担軽減について、その実施体制はどのようになっているのか、まずお伺いをいたします。

次に、医療的ケア児が在籍する小中学校がある市町の財政負担についてであります。

医療的ケアに係る看護師の派遣に要する費用については、「切れ目ない支援体制整備充実事業」として国より三分の一の補助がありますが、市町の財政負担が大変重く、なおかつ、医療的ケア児が増加傾向にあることから、市町の財政負担はさらに増大していくことが見込まれます。よって、県にも負担軽減の支援を要望する、あるいは国への働きかけのお願いを強くするといったことも聞き及んでおります。この点について、県のお考えをお伺いしたいと思います。

次に、犯罪抑止対策と再犯防止について伺いをいたします。

近年、全国では匿名・流動型犯罪グループによる強盗事件やSNSを利用した特殊詐欺事件等が相次いで発生し、犯罪の手口は巧妙化、悪質化しております。

こうした中、佐賀県内においても刑法犯認知件数は増加傾向にあり、特に特殊詐欺の被害は深刻な状況が続いております。

また、無施錠による窃盗被害の割合が依然として高いなど、県民一人一人の防犯意識の向上も重要な課題となっております。

他方、一度検挙された者が、生活の困窮や障害などにより社会の中で様々な生きづらさを抱えて、再び犯罪に手を染めてしまうことも課題となっております。

県では、令和六年四月に第二次佐賀県再犯防止推進計画を策定し、再犯防止に取り組みられておりますが、今後、社会情勢や犯罪情勢の変化により、再犯の状況に大きな変化があった場合は、同計画を臨機応変に見直していくことが必要であります。

県民が安全で安心して暮らせる地域社会を実現するためには、犯人の検挙はもとより、犯罪を未然に防ぐ取組を推進するとともに、罪を犯した者が再び犯罪に手を染めることのない社会環境を整えていくことが重要であると考えます。

そこでまず、県内の犯罪情勢、犯罪抑止対策について伺いをいたします。

県内における犯罪の発生状況はどのようになっているのか。そして、現在の犯罪情勢を受け、県警ではどのような対策に取り組んでいるのか伺いをいたします。

次に、第二次佐賀県再犯防止推進計画の成果指標について伺いをいたします。

第二次佐賀県再犯防止推進計画では、設定した成果指標はどのようなものか、また、直近の実績はどのようになっているのか伺いをいたします。

次に、第二次佐賀県再犯防止推進計画の見直しについてであります。

今後、社会情勢や犯罪情勢の変化などにより成果指標の実績が大きく悪化した場合、臨機応変に計画を見直すなどの対応をしていくべきと考えますが、県のお考えをお伺いしたいと思います。

三点目は、鳥栖地区の浸水対策についてであります。

九州最大の河川である筑後川流域に位置する鳥栖地区においては、宝満川、安良川、西田川など多くの支川が筑後川に合流しています。これらの河川は、これまで幾度となく氾濫を繰り返してきましたが、過去、国や県による様々な河川整備が行われてきたことにより、一定程度、治水安全度が向上したと感じております。

しかし、近年、気候変動の影響により豪雨災害が激甚化、頻発化しており、県内では平成三十年から四年連続で大雨特別警報が発表され、豪雨による甚大な被害が各地で発生をいたしました。

鳥栖地区においては、令和三年八月豪雨では、広範囲にわたって家屋や田畑の浸水被害や道路の冠水が発生をいたしました。県道久留米基山筑紫野線は、真木町交差点から赤井手交差点までの一・七キロメートルですが、道路冠水により長時間の通行止めを余儀なくされ、鳥栖市の南西部を流れる西田川については、流域内の家屋や排水機場が浸水被害を受けたところであります。

また、令和五年七月の豪雨でも田畑の浸水被害や県道久留米基山筑紫野線をはじめとした道路が冠水し、通行止めが生じたことから、県の排水ポンプ車が出動して対応に当たったところでもあります。

今後、この鳥栖地区において、どのような浸水対策を進めていくのかは地元の間心も高く、大きな課題であります。

そこでまず、県道久留米基山筑紫野線の冠水対策についてお伺いをいたします。

この道路は、日常の交通はもとより、災害時において人命や物資輸送を支える極めて重要な道路であります。以前にも申し上げましたが、県道久留米基山筑紫野線、いわゆる県道十七号は、一次緊急輸送道路に指定されており、久留米大学病院や聖マリア病院に直結する道路で、まさに一分一秒を争う、命をつなぐ道路でもあります。それゆえ、救急車や消防車が通れない一次緊急輸送道路などあつてはならないと思います。しかしながら、近年、大雨の際に度々冠水が発生し、通行に支障を来している状況にあり、緊急車両の通行確保という観点からも早急な対応が必要と考えます。

こうした中、鳥栖市において、鳥栖市浸水対策検討会が設置され、県道久留米基山筑紫野線を含む鳥栖市内の浸水対策について関係機関による検討が進められていると聞いておりますけれども、これまでどのような議論や検討が行われてきたのか、また、県として今後どのように対応していけるのか、お考えをお示しください。

次に、西田川の整備についてお伺いをいたします。

西田川については、現在、河川改修が進められておりますけれども、上流域に住宅が広がっていることや、流域にアサヒビール鳥栖工場が立

地することなどから、一日も早く地域の浸水リスクを低減することが重要であると考えます。

西田川の河川整備について整備状況はどのようなになっているのか。また、今後、西田川の整備についてどう整備していこうとされるのか、お考えをお伺いいたします。

次に、県東部地域の道路整備についてお伺いをいたします。

県東部地域は、福岡都市圏や久留米都市圏と隣接し、物流や人流が集積する重要なエリアであり、近年においても企業立地が進んでおります。とりわけ鳥栖市周辺は、高速道路や鉄道など九州の交通結節点となっており、特に昼間は市外からの大型トラックをはじめ、車の流入、流出が多く、交通渋滞が著しいことから、経済活動だけでなく、地域住民の日常生活においても不便を強いられております。

これまでも、県道中原鳥栖線や県道佐賀川久保鳥栖線、さらには国道三号、国道三十四号の整備について、渋滞対策や交通安全対策の重要性をこの場で訴えてきましたが、その必要性は一層高まっているように感じます。このため、県東部地域の道路事業を進め、渋滞対策や交通安全対策などの効果を一日も早く発現させることが重要であると考えます。

そこでまず、県道中原鳥栖線の整備についてお伺いをいたします。

本路線は、今年四月に起工したアサヒビール鳥栖工場へのアクセス道路であり、新工場が旭地区に立地することから、愛称を「アサヒストリート」とすることを知事が表明されました。とてもうれしく感じております。

この通りの愛称を「アサヒストリート」とすることについて少し触れさせていただきたいと思いますが、アサヒビールさんの新工場が立地す

るのは旭地区、旭日旗の「旭」の字を使いますが、この旭地区であり、知事は不思議な縁を感じると提案事項説明でもおっしゃっておられました。「袖振り合うも多生の縁」ということわざもあるくらいですから、私も深い御縁を感じております。このいただいた御縁は末永く大切にしていかなければならないと思います。新工場の県道を愛称「アサヒストリート」として地域を盛り上げていくことはとてもよいことと思っておりますので、ぜひ実現に向けて御努力をいただきますと思います。

ただ、申し上げたいのは、単にストリートの名称を変えるだけではなく、どういうストリートにしていこうかということが重要であります。アサヒビールさんの企業イメージもありますから、それを損なうものであつてはなりません。知事もそこは先日おっしゃっておられましたし、同じように考えていると思います。

また、旭地区の地元の皆さんの意向も大切にしなければなりません。それゆえ、アサヒビールさん、鳥栖市、地元の皆さんとよく連携、そして御協議いただき、実現していただきたく思います。そして、そのことが地域の盛り上がりをつくり、さらに地域の力となつて鳥栖市全体に拡大していくことを強く願っておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

それでは、本線に戻ります。

県道中原鳥栖線の鳥南橋から下野交差点までの整備が現在進められておりますけれども、沿線住民の安全・安心な交通の確保、渋滞緩和が期待されることから、地元では早期整備を望まれております。

そこで、現在整備中の区間について整備状況はどうなっているのか。また、下野交差点から県道江口長門石江島線までの整備に関してはどの

ようになっているのか。そして、今後の事業の見通しについてお伺いをいたします。

次に、県道佐賀川久保鳥栖線の整備についてお伺いをいたします。

これまでの整備により、通学児童の安全・安心の向上や渋滞緩和など一定の効果が現れていると考えております。一方で、四車線から現道の二車線へ暫定的に取り付けてある区間においては急な車線変更があるなど、交通上危険な状況が見受けられます。こうした状況を解消するためにも、地元では立石交差点までの早期整備を望まれております。

そこで、現在整備中の一本杉工区について、整備状況はどのようなになっているのか。また、一本杉工区からさらに西側の立石交差点までの今後の整備の見通しについてお示しをいただきたく思います。

三つ目は、直轄国道の整備促進についてであります。

県東部地域の国道三号及び国道三十四号については、交通量が多く、交通渋滞が発生しており、通勤通学や物流などに影響を及ぼしていることから、地元期成会においても、国道三号については道路拡幅、国道三十四号鳥栖―神埼間においてはバイパス化と、それぞれ整備促進の要望が行われているところであります。

これらの直轄国道については、国に対して整備促進を強く要望してもらうとともに、国道三号については、道路拡幅の実現に向けて鳥栖市としっかりと連携を取っていただきたいし、国道三十四号については、鳥栖―神埼間のバイパス化について関係自治体と一体となって行動してほしいと思っています。これらの点について県の考えをお伺いいたします。

最後は、九州新幹線西九州ルートについてであります。

九州新幹線西九州ルートの新鳥栖―武雄温泉間の整備をめぐり、知事

は常々この問題を財政負担、ルート、在来線、地域振興などの課題が絡み合う複雑な連立方程式であると表現されています。実質負担が千四百億円以上とされる財政負担、県民の日常の足となる在来線の鉄道環境、地域振興の課題などがある中で、現時点、フル規格へのゴーサインを出せないということについては私も同じ考えであります。

これまで国との「幅広い協議」や、長崎県、JR九州との地元三者トップでの意見交換が行われてきましたが、議論が前に進んでいるようには感じません。しかし、現在進行形で行われている山口知事と国土交通省の水嶋事務次官との協議は、フル規格整備の可能性について様々な議論をされていると聞いており、複雑な連立方程式を解く何かが見つかるのではないかと議論が進展するのではないかと期待をしております。この議論、そつと見守りたいと思いますので、今回はこのことには触れず、これまでの三年間、この場で、あるいは常任委員会等で議論されてきたことを聞いてきた中で、幾つか理解に苦しむ、あるいは不思議に思うこともあります、その中でも二つについてお伺いをさせていただきますと思います。

一点目は、新幹線のメリットについてであります。

知事は佐賀駅を通るフル規格は佐賀駅周辺の環境を壊すと言われておりますけれども、九州でも、長崎駅や熊本駅、鹿児島中央駅、そして近隣の久留米駅周辺も、新幹線開業を機に活発な投資が行われ、町が様変わりし、にぎわいを見せています。国土交通省鉄道局も説明しておりますけれども、駅周辺のまちづくりの効果、それに伴う地価の上昇や定住人口の増加が見込まれます。それゆえに佐賀駅周辺の環境は悪くないと言われておりますけれども、確かに現在の佐賀駅周辺の環境は悪くない

と私も思います。けれども、新幹線を佐賀駅に通すことによって、佐賀駅周辺の環境は今よりもずっとよくなると思っています。

また、災害に強いといった具体的なメリットが新幹線にはございます。例えば、二〇一八年の西日本豪雨による広島県では、土砂災害などの影響により、一部在来線が長期不通となったことから、新幹線による代替輸送が行われました。また、二〇二四年一月、能登半島地震翌日に羽田空港での日航機と海上保安庁機の衝突事故が発生し、多くの乗客が羽田空港に足止めをされました。しかし、JR東海が東海道新幹線の臨時便の運行をスピーディーに決定し、深夜の時間まで乗客を運んだ実例は新幹線にしか果たせない役割であったと思っています。佐賀県も、災害、特に雨による災害は多く、それによってJRの在来線がストップすることも少なくありません。このように新幹線は県都の中心に駅が整備されることで、そのメリットが最大限発揮されるものと考えます。

知事は、駅周辺の開発や災害への強さなどといった新幹線のもたらすメリットについてどのように評価しているのかお伺いします。

二点目は、南回りルートについてであります。

知事は、佐賀駅を通るルートについて、まちづくりへの影響や鉄道環境に与えるリスクなどから懸念を示す一方、南回りルートは一考に値するとの考えを示し、評価しているように思います。

フル規格整備の財政負担について、知事は、一千四百億円の負担は県の財政計画に、到底収まらないと財政リスクを強調される一方で、なぜ佐賀駅ルートよりさらに建設費が高く、時短効果もさらに小さい、国土交通省も軟弱地盤で技術的に難しいとする南回りルートを議論の俎上のせ続けるのか、財政負担を最大のリスクとする知事の主張と、より高

コストなルートを一考に値するとする姿勢は矛盾を抱えているというように見えてなりません。

先日、水嶋国交次官は新聞のインタビューで、環境アセスメントの対象エリアについて、福岡県の費用負担の問題から、有明海沿岸道路付近までが限度であるとの認識を示されております。私も、福岡県を通るようなルートはさらに連立方程式を複雑にするものであり、環境アセスメントの対象エリアは有明海沿岸道路付近までで検討を進め、道筋をつけるべきではないかと考えます。

そこで、南回りルートについて、財政負担を最大のリスクとしながら、より高コストで新幹線開業効果のイメージも難しいこの南回りルートを一考に値すると評する知事のお考えをお伺いいたします。

以上で一回目を終わります。（拍手）

◎山口知事 登壇Ⅱ指山清範議員の御質問にお答えします。

まず、医療的ケア児の支援についてであります。

「子育てし大県」さが「プロジェクト」における位置づけ、そして、今後の対応などについてお尋ねがございました。

まず、この「子育てし大県」さが「プロジェクト」でございますけれども、私が知事就任直後、育児中のお母さんから、子育てを楽しいと思わせてほしい、そんな佐賀県になればいいと言われたことがきっかけで立ち上げました。

このプロジェクトは、平成二十七年に七事業から始まりましたが、指山議員からも御案内いただきましたように、現在、八十四事業に拡大いたしました。様々な声を取り上げて年々充実して磨き上げたものと認識しています。

そして、医療的ケア児につきましては、一人一人その状況やケアの内容などに違いがあります。私は、困難を抱える当事者やその御家族、そして、その御家族を懸命に支えておられる方々の声を聞いてまいりました。

そういう意見交換の中でいろんな話をお伺いしましたが、出産後退院して初めて家に帰ってきたときにとっても不安な気持ちになりますということ、日々の生活ですけれども、何かあったらどうしようか、そして、自己介護が長い方はなかなかそれがきつくて、もちろん休息もできないという状況になるし、いろんなところに相談したいけれども、なかなか――今は窓口をつくりましたけれども――という声もるいただきました。

保育園やこども園などでそういう体制が整っているだろうか、そして、その後、特別支援学校などは大丈夫なんだろうか、どうやって通わせるのかなど、いろんな悩みが出てくるわけであります。

しかも、それはその状況に応じて千差万別でありまして、そういう皆さん方をしっかりと受け止めながら体制を取っていくというのはとても重要なことだと思いますけれども、これを制度化して事業化していくところでは、大分議論をさせていただきながら取り組んでおります。

例えば、レスパイト訪問看護の取組ですけれども、二十四時間看護が必要なケア児もいらっしゃいます。看護師を御自宅に派遣し、御家族のレスパイト、休息を支援する取組などを整備してまいりました。

このほか、相談対応も行いました。そして、保育施設への看護師配置も展開して支えております。まだまだ御指摘があれば、ぜひお話しただきたいと思えます。これについては力をしっかりと入れていきたいと

も思います。

さらに、「子育てし大県」さが「プロジェクト」があるわけですから、その取組の中には、例えば、子育て相談アプリ「ママリ」だったり、もちろん「さが子育てエール便」もお届けいたしますし、新刊児童図書の全点購入をやっておりますので、これが「こころざしスポット」などにもあります。

そういったものの活用とか、いろいろなメニューがあるんですけれども、伝わっているのかなという課題は思っています。

実は大切なことは、佐賀県が用意している様々なプロジェクトの支援情報を届けて、その支援を活用してもらうことです。なかなか忙しい皆さんでありますので、お伝えするやり方というのも工夫したほうがいいというふうに思います。様々なやり方を用いてプロジェクトの支援情報を何とか届けて、うまく活用いただいて、それが支援につながるようにということを考えております。

申し上げてまいりましたように、日常的に医療的ケアが必要な子供たち、それを支える御家族の苦労や不安は多大であります。引き続きそうした皆さんが安心して前を向けるように、一つ一つ取組を前進させていきたいと思えます。

医療的ケア児に対する支援と情報発信の詳細につきましては、男女参画・こども局長に補足させます。

続きまして、九州新幹線西九州ルートについてお答えします。

まず、新幹線のもたらすメリットについて、るるお話をいただきました。た。

よく分かります。メリットのことはあるから、佐賀県もずっと議論を

続けてきたんだと思いますし、ただ、そのメリットとそれとセットで受けるダメージを考慮したから、私はフリーゲージトレインでの決着というのが当時の佐賀県の一つの答えであったようにも思うわけなんです。新鳥栖―武雄温泉間のフル規格整備の話は、財政負担、ルート、在来線などの様々な課題を多面的に考えて、どれだけ整理するという話でもありませんので、セットで多面的に考えることが大事です。

特にこの財政的影響という面については、例えば、昨日、京都市長の会見というのが今日の京都新聞に出ておりましたけれども、建設費負担は最大の課題です。市民納得には相当程度時間がかかります。財政のやりくりが市長の責任で、極めて慎重に取り扱わなければなりません。従来誘致してきた自治体と同じような負担割合では難しいと、こういうふうに述べているわけです。ですので、付け根に当たるところというのは非常に悩みを抱えているんだというのは共通の課題だと思いますし、これをもし、今、このまま丸のみでやった場合には、佐賀県の予算案がどんな形になるのかということについてイメージしていただけるんじゃないでしょうか。

ということなので、これをしっかりと多面的に考えなければいけません。慎重な議論が必要です。それでも今、水嶋次官との間ではこういったことも含めて本当に幅広く議論しています。もちろんそれぞれがどうなるかというのはなかなか見通しはできませんけれども、非常に誠意を持って一生懸命頑張っております。こういったことについては真摯に今続けております。

このルートに関しまして、県議会、県民の間でも様々な考え方がありますし、私も聞いております。大切なことは、議論を深めていくとい

うか、様々なことをもともとと集める条件とか、集める必要があるのかなというふうに思っています。

ちなみに、どのルートにすべきという点では、私個人はフラットであります。ただ、そこはしっかりと議論をした上で方向性を見いだしていくということが必要だというふうに思います。

県内に様々な意見がある中で、フル規格整備の可能性の議論を深めている段階ですので、あらかじめ選択肢を限定するべきではないと私は考えております。議論を深めていきたいと考えているのであります。ぜひ今は二者協議を冷静に見守っていただきたいと思います。

未来に禍根を残さない方向性などを県民の皆さんに提示することができないか、引き続き国土交通省さんとの間で協議を行ってまいります。

◎議長（宮原真一君） 暫時休憩します。

午後零時四分 休憩

○ 開 議

◎副議長（古賀陽三君） これより会議を開きます。

午前中に引き続き一般質問を行います。

指山清範君の質問に対する答弁から開始いたします。

◎金丸健康福祉部長 登壇Ⅱ私からは、医療的ケア児の支援について二項目と犯罪抑止対策の再犯防止について二項目お答えしたいと思います。

まず、医療型短期入所施設の拡充について答弁申し上げます。

医療型短期入所施設は、人工呼吸器が必要なレベルの医療的ケア児、または重症心身障害児が必要な医療処置を受けることができる、家族のレスパイトを目的とした障害福祉サービス施設でございます。

当該施設では医療の処置を行いますので、医師など医療体制の確保が必要でございますけれども、医療分野でも医師、また看護師の確保が困難な状況にあることから、こちらの施設での確保がさらに厳しい状況になっておりまして、施設の開設が一足飛びに進まないという状況にございます。

こうした状況を踏まえまして、令和七年度に病床や看護師の確保の経費の一部を補助することにいたしました。レスパイト入院ができる二病院、唐津赤十字病院とNHOの東佐賀病院なんですけど、そちらに合わせて二床確保しております。

引き続き、病院と調整を続けて、一人でも多くの方が利用できるように取り組んでまいります。

次に、動くことができる医療的ケア児への支援についてお答え申し上げます。

まず、医療的ケア児等支援連絡協議会に児童相談所を追加してはどう

かという御提案がございました。こちらにつきましては、医療的ケア児が適切なケアを受けられる施設に円滑に受け入れられるようにするために実施したいと思います。

次に、県独自のモデル事業について御提案がございました。

やり方として二種類あるかなと思っています。一つは御提案のとおり、もともたない福祉の障害者の施設に看護師を加配するという方法だと思います。こちらですけれども、単純にそこで看護師さんを回そうとすると、少なくとも五、六人、二十四時間、三百六十五日ずっとシフトして回すと五、六人は必要ということが想定されます。先ほどレスパイトということで病院と調整するというお話を差し上げましたけれども、例えば、緊急のときに病院から派遣ができないとか、そういう調整ができないかというのは話をしてみたいと思います。

もう一つが、実は今、医療型短期入所施設に入れないんですけれども、医療型短期施設に入れるようにという、そのスコアの見直しをしてはどうかというやり方もあるのかなと思います。先ほど指山議員がおっしゃったように、動けない方がいらっしやって、動ける方がいらっしやると、余計に手がかかるということなので、単純に入れるとまた混乱になるので、そういう場合にさらに看護師を一人加配できないかという政策提案を実は今回させていただいております。引き続きそういうことを提案し、どちらにしても話をしていきたいと思っております。

次に、事故の賠償責任についてです。

こちらは同じ命を預かる病院、公立の病院ですけれども、こちらは自治体の保険料というもので負担してございませんで、こちらは自己負担をしていたことかなというふうに考えております。

看護師の処遇改善ですけれども、動くことができる医療的ケア児に従事する看護師の方に限定するというわけじゃなくて、広く賃金格差ですとか他産業への流入防止、看護師全体の人材確保として必要だと思いますので、それはぜひ国にお願いをしたいというふうに思っております。

次に、ガイドラインです。

ガイドラインにつきましては、命に関わることで、都道府県でばらばらとか市町でばらばらというよりも、統一して受け入れのリスクを軽減していくべきだと思っております。

実は保育所で医療的ケア児を支援するというガイドラインが既に国がつくっております。同様に、厚労省にこういう施設でも受け入れるときのガイドラインをつくれなにかというような御相談をしたいと思っております。

最後です。実態調査です。

実態調査につきましては、令和七年度に県内の医療的ケア児の調査はしました。もう一つの自宅ケア、自宅でのケアに疲弊している家族の状況や受け入れの障壁になっている要因、こちらにつきましては、御紹介がありました医療的ケア児支援センターですとか市町、保健福祉事務所を対象にヒアリングをしたいと考えております。

本日、質問の中に状況によって国が行うべきものだったり、あと実施の可否が変わるものがございます。まずは中身を詳細に知るために、現場に内容をさらに確認したいと思っております。現場のほうに出向いて、そういう現状を確認したいと思います。

動くことができる医療的ケア児とその御家族が安心して地域で生活できるよう、引き続き必要な支援の充実に努めてまいります。

犯罪抑止対策と再犯防止について、計画の成果指標についてまずお答え申し上げます。

令和六年度から令和十年度までを計画期間とする第二次佐賀県再犯防止推進計画を作成して、犯罪歴や非行歴のある方が孤立することなく、再び地域社会の一員になれるよう、様々な施策を講じながら再犯防止に取り組んでおります。

本計画では、「新受刑者中の再入者率を、二〇二八年度末までに計画期間の平均再入者率を五五%以下にする。」ということを成果指標にしております。「この再入者とは、刑務所や拘置所などへの入所が二回以上の者であり、一年間に新たに刑務所等へ入所した者に対する再入者の割合を再入者率と言います。

令和六年度の再入者率は四四・一%となっておりまして、昨年比で一三・六ポイント減少しております。こちらは分子である再入者数が対前年比で一三%減少したということで、再入者が減ったということで率が減っているということになっております。

本計画では五年間の平均で再入者率を五五%以下ということを目指しているとは先ほど申し上げましたので、令和六年だけの数値で比較しますと、四四・一%と五五%なので、一〇・九ポイント下回っているという状況です。

一方で、県内の刑法犯の認知件数ですとか再犯者数の総数が増加傾向にありますことですか、社会情勢及び犯罪情勢の変化もあり得ますので、引き続き再犯防止に取り組む必要があると認識をしております。

続きまして、計画の見直しについてです。

本県では、再犯防止に取り組む様々な機関、団体が連携を深めること

を目的といたしまして、佐賀県再犯防止推進協議会を設置して、毎年、情報共有や意見交換を行っております。

今後、この本協議会で成果指標である再入者率の変動ですとか、その要因を分析しながら、各種施策を見直すなど、臨機応変に対応したいと思っております。

私からは以上です。

◎横尾県土整備部長 登壇Ⅱ 私からは、大きく二項目についてお答えいたします。

まず、鳥栖地区の浸水対策のうち、県道久留米基山筑紫野線の冠水対策についてお答えいたします。

鳥栖市では、令和元年七月、令和三年八月とか令和五年七月の豪雨などで、近年の度重なる豪雨によりまして、市の南部地域を中心に浸水被害が発生しております。その際には、県道の久留米基山筑紫野線も冠水し、通行止めとなっている状況にございます。

こうした冠水、浸水被害に対しまして、国、県、鳥栖市の関係者が集まりまして情報共有を図るということ、そして効果的かつ効率的な対策を講じて浸水被害を軽減することを目的といたしまして、令和六年二月に鳥栖市浸水対策検討会が設立されたものでございます。

これまでに六回の検討会が開催されておりまして、鳥栖市内の浸水被害が顕著な四地区、当該鳥栖南部地区、そして鳥栖の駅前付近、基里地区、旭地区、この四地区の浸水対策について議論が行われているところでございます。

検討会では、まず、浸水被害の状況を確認いたしまして、河川のしゅんせつなど、今すぐに取り組むことができる短期対策の検討を行ったと

ころでございます。

県道久留米基山筑紫野線が通ります鳥栖南部地区における取組といたしましては、河川の伐採、伐木、そして農業用取水堰の事前の転倒ですとか、排水機場のポンプの始動水位を下げて、早めにポンプを始動するですとか、そういったことを国、県、市町で連携して令和六年度から速やかに実施するなど、できることから対策に取り組んでいるところでございます。

また、昨年度からは、鳥栖市で実施されました氾濫シミュレーションを基に、中長期を見据えました流域治水対策についても検討を行っているところでございまして、今年度はその対策の役割分担ですとか実施時期の検討を行い、流域治水対策のロードマップの作成を行うこととしております。

県道久留米基山筑紫野線の冠水対策につきましては、今後、地域全体の流域治水対策を検討する中で、国、県、鳥栖市の関係者でしっかりと連携して、一体的に検討を進めてまいります。

次に、西田川の河川整備についてでございます。

西田川は鳥栖市の南西部の市街地を流れまして、筑後川に合流する河川でございます。流域内におきまして浸水被害が発生しております。平成十六年度から、筑後川の合流点から県道の中原鳥栖線上流までの約二・五キロ区間で河川整備を進めているところでございます。

平成三十年年度までに筑後川の合流点から県道の中原鳥栖線までの区間の暫定的な河道の整備が完了しておりまして、現在は再度、下流から完成形に向けた整備を進めているところでございます。

また、西田川の最下流部であります筑後川の合流点に樋門がございま

して、その樋門がネックとなっておりますので、この改築工事を令和四年度から国の直轄事業として実施されておりまして、今年度から樋門の本体工事に着手されるということでございます。

県道中原鳥栖線からまた上流側の約二百メートル区間につきましては、下流側の整備効果ですとか、鳥栖市が整備された上流の雨水排水路の効果などを確認しながら、今後の河川整備の進め方について検討してまいります。

西田川の河川整備は、地域住民の安全・安心な暮らしを守る重要な事業というふうに考えております。また、流域内にはアサヒビールの鳥栖工場の建設が始まっておりまして、速やかな浸水対策の必要性も高まっているというふうに認識しておりますので、引き続き国、県、鳥栖市としっかりと連携して、着実に整備を進めてまいります。

次に、県の東部地域の道路整備について三点お答えいたします。

まず、県道中原鳥栖線の整備についてでございます。

県道中原鳥栖線は、国道三十四号の中原橋交差点から鳥栖市の国道三号高田町北交差点までの延長約七キロの道路となります。朝夕を中心に渋滞が発生しているということで、交通の円滑化ですとか安全性の向上を図る、こういうことから、鳥栖市の浄化センター付近から下野交差点までの約一キロ区間について、下野工区という形で今現在、事業を進めているところでございます。

今年四月に起工しましたアサヒビールの鳥栖工場へのアクセス道路ともなります。起工式の際には、知事から新工場の前の通りを愛称「アサヒストリート」という表明もあったところでございます。

今年度は下野交差点付近の道路改良工事を進めておりまして、歩道部

は一部残りますが、車道部の工事を年度末までに完了するというところで進めているところでございます。

下野工区の西側となります下野交差点から県道江口長門石江島線までの約一・四キロ区間につきましては、新幹線ですとかＪＲ鹿児島本線、そして市道、こういったところと交差するという制約もございます。関係者と調整を取りながら検討を進めていく必要があります。

引き続き、鳥栖市やＪＲなど関係者と協議、意見交換を行いながら、ルートの検討を進めてまいります。

新産業集積エリア鳥栖のアサヒビールの進出ですとか、小郡鳥栖南スマートインターチェンジの開通、また広域ごみ処理施設の開業とか、安良川の堤防道路の拡幅などが今行われておりまして、周辺環境も変わってきております。こうした状況を踏まえながら、まずは事業中の下野工区の早期完成にしっかりと取り組むとともに、その先の区間のルート検討を進めてまいります。

次に、佐賀川久保鳥栖線についてでございます。

佐賀川久保鳥栖線は、鳥栖市内周辺で交通量も多くて、朝夕の通勤時間帯を中心に交通渋滞が発生しております。また、乗目交差点から立石交差点間の約二キロ区間については、麓小学校の通学路となっております。安全対策も必要というふうに認識しております。

令和五年度までに乗目交差点から一本杉住宅入口交差点までの約一・一キロ区間について、車道の四車線化とあわせて両側に歩道を整備したところでございます。

その西側の一本杉住宅入口交差点から四百メートル区間、ここを一本杉工区ということで令和六年度から事業に着手しておりまして、昨年度

から用地測量を実施しております。今年度も引き続き用地買収に向けて用地測量などを進めてまいります。

一本杉工区のさらに西側の立石交差点までの約五百メートル区間につきましては、県道沿いに家屋も多く連なっております。令和七年度に道路計画について地元の区長さんですとか役員さんと意見交換を行ったところでございます。一本杉工区の事業進捗を見ながら、鳥栖市と連携して検討を進めてまいります。

最後になります。直轄国道の国道三号、国道三十四号の整備促進についてでございます。

国道三号及び国道三十四号は、県東部地域の骨格をなす道路でございます。一日当たりの交通量も約二万台を超えるということで、慢性的な渋滞ですとか、危険箇所も多く存在する状況でございます。このため、国において渋滞緩和ですとか事故解消に向けて対策が進められているところでございます。

国道三号でございますが、現在、鳥栖拡幅と鳥栖久留米道路の整備が進められておりまして、鳥栖拡幅につきましては、今年度中に全長の二・四キロ区間が四車線で開通予定ということで事業が進められております。交通渋滞の緩和ですとか、交通安全性の向上、周辺開発への支援などが期待されるところでございます。また、鳥栖久留米道路につきましては、鳥栖市高田町から久留米インターまでの約四・五キロ区間の道路改良が進められているところでございます。

また、国道三十四号の整備状況についてですが、国道三十四号の鳥栖から神埼間につきましては、交通渋滞の緩和ですとか、安全・安心な歩行空間の確保を目的といたしまして、交通安全対策に取り組まれている

ところでございます。鳥栖から神埼間の抜本的な整備につきましては、沿線市町で構成されます「国道三十四号（鳥栖く神埼間）の整備促進期成会」、ここにおいてバイパス整備を求められているところでございます。令和五年度から沿線の首長さんも参加して勉強会が開催されております。その期成会として、現道の南側を通るバイパス整備を求めているということで整理をされております。

県東部地域は、高速道路ですとか鉄道などの交通結節点でもあり、交通の利便性が高いということで人流、物流も多い地域でございます。民間企業の進出ですとか宅地開発、そういった意向も強く、地価の上昇率を見ても非常にポテンシャルが高い地域ということで認識しております。

県といたしましては、県道中原鳥栖線など、事業中区間の早期整備を進めていくとともに、また国道三号、国道三十四号の事業箇所の整備促進、そして未事業区間の事業化に向けた道筋ができるだけ早く示されましよう、地元市町と連携して国への政策提案、要望を行うなど、取り組んでまいります。

私からは以上です。

◎大草男女参画・こども局長 登壇 Ⅱ 私からは、医療的ケア児に対する支援について二点お答えいたします。

初めに、支援の内容とその情報発信について、知事の答弁を補足させていただきます。

医療的ケア児の御家族や支援者からの様々な相談、不安の声をいただいていたことから、令和三年に佐賀県医療的ケア児在宅生活ホットラインを開設いたしました。その後、相談機能を充実させる形で、令和四年に佐賀県医療的ケア児支援センターの設置につなげております。

センターでは、御家族や支援者などからの相談への対応、保育施設への入園に関する調整や日常の通園支援、支援者向けの研修会や家族向けの交流会など、関係者が連携しながらサポートを行っております。

また、人工呼吸器を装着するなど二十四時間の医療的ケアを必要とするお子さんを自宅で介護されている御家族の負担は大きく、自分の時間や休息する時間が欲しいといった声をお聞きしております。このため、御家族の休息時間を確保し、介護負担の軽減を図るため、自宅に訪問看護師を派遣し、医療的ケアを代行するレスパイト訪問看護に取り組んでおります。さらに、医療的ケア児の保育施設への通園を希望される声を受けまして、保育施設への看護師を配置することによる受け入れ体制づくりを進めているところでございます。

情報発信についてお答えいたします。

こうした医療的ケア児を支援する情報については、「子育てし大県」さが「」のホームページやリーフレット、子育て情報を発信する子育てし大県LINEなど様々な手段で広く発信をしております。また、出産後に向かえる市町の窓口においてリーフレットを配布いただくことで、一つ一つの御家庭に確実に情報を届ける、そういった工夫もしております。

今回、医療的ケア児の支援情報がホームページで分かりにくいという声をいただきました。改めて点検をいたしました。確かに分かりにくいところ、私も気づいたところがありましたので、メニュー一覧で見つけやすく表示をしたり、キーワード検索で情報が探せるように、そういった見直しを行ったところでございます。

今後はさらに、医療、福祉、教育、保育の関係者が集まるケース会議

などの機会を通じた支援情報の提供、市町の医療的ケア児支援の担当者が集まる会議での周知や意見交換など、支援に携わる関係者への直接的なアプローチも行いながら、より積極的な情報発信を行ってまいります。「子育てし大県」さが「プロジェクト」の取組が、医療的ケア児はもちろん、できるだけ全ての子育て家庭に届き、利用していただけるよう、県民の皆様の声を参考にしながら、さらに取組を進めてまいります。

次に、在宅でのレスパイト事業についてお答えいたします。まず、利用状況についてです。

在宅レスパイトは、医療的ケア児を昼夜問わず介護している御家族の休息や外出の際に御利用いただけるものでございます。令和七年度末時点で、利用の対象となられる五十名のうち利用登録をされている方は三十八名、対象者の約八割が利用登録をされている状況でございます。

この支援は、年間四十八時間まで利用できる制度で、令和七年度の利用実績は、四十時間以上利用されている方が六名、十時間から三十時間の方が九名、十時間未満の方が十一名、結果的に利用がなかった方が十二名いらっしゃいます。利用を控えられている方が一定数いらっしゃるといふ現状があるということを認識しております。

この在宅レスパイトの制度は、日常的に介護をされている御家族の休息を目的としたものでございます。この制度を利用していただくために県では、保健師による家庭訪問、面談の際に制度内容の紹介とあわせて、家庭の状況に応じた、定期的に休息を取り入れるというようなことの助言、提案をしているところでございます。また、利用を控えられている方に対しまして、在宅レスパイトのほかにも医療保険での訪問看護、放課後等デイサービスなどの制度についても御紹介をいたしまして、在宅

レスパイトとあわせて御利用いただけるように、引き続き関係機関と連携して調整をしていきたいと思っています。

看護師の外出先への同行にも使えるようにしてほしいという声もございました。佐賀市では、今年度から国や県の補助を活用した取組が始まっております。県の在宅レスパイトとあわせて利用することで、利用時間の上限拡大にもつなげることができます。この取組が他の市町にも広がっていくよう、県として各市町に提案をしていきたいと思っています。

県と市町が連携した取組を働きかけることによりまして、レスパイトの利用促進に取り組むことで御家族の介護負担の軽減につなげ、安心して在宅生活を送っていただけるよう努めてまいります。

私からは以上です。

◎甲斐教育長 登壇Ⅱ私からは、学校における医療的ケア児への支援についてお答えをいたします。

まず初めに、県立特別支援学校の状況についてですが、現在八つの学校に四十八の医療的ケア児が在籍しており、医療的ケアの実施体制としては八校合わせて四十三人の看護師を配置しております。

学校では、教員と看護師がチームとなって日々の教育活動やケアに当たっております。看護師は、児童生徒のちょっとした表情の変化や体調など丁寧な観察、確認しながら、経管栄養やたんの吸引などの医療的ケアを実施しております。

また、児童生徒一人一人の状況、必要とする医療的ケアは様々でございます。ケアを受ける児童生徒も看護師も安心してケアに当たれるよう研修会を実施しております。

令和六年度からは、看護師資格を有する医療的ケアアドバイザーを県教育委員会事務局に配置しまして、各学校内での医療的ケアの在り方や看護師と教職員との連携に関する相談対応、助言等を行っております。医療的ケアを担う看護師と教育活動を行う教職員が、児童の体調管理から学習環境の調整、自立支援まで一連を一体となってサポートできる体制づくりに努めております。

議員から保護者の付き添いについてお話ございました。県立特別支援学校では現在、通常の場合、学校における保護者の付き添いをお願いしておりません。通常と申し上げましたのは、入学当初ですとか、看護師さんが交代したりとか、医療的ケアの内容の変更などがあつた場合は、どうしても保護者さんから看護師へケアの引き継ぎをしていただくことが必要となります。その際もできるだけ期間が短くなるように努めているところです。

次に、登下校についてですが、児童生徒の通学手段として現在七校でスクールバスを運行しております。令和五年度からは医療的ケアが必要な児童生徒についても、バスへの乗車中に医療的ケアが必要でない場合はスクールバスを利用できるようにしたところでありまして、保護者の負担軽減に努めております。これらの取組によりまして、保護者の方から僅かな変化もよく見てもらっている、安心できるといったお声もいただいているところです。

市町立小中学校の状況についてです。

現在、県内八つの市町の小中学校十九校に医療的ケアを必要とする児童生徒が二十人在籍しております。必要となる看護師が配置されていることを把握しております。看護師の配置に当たりましては、県もそう

なんですけれども、市町においても国の補助事業を活用されています。

看護師の配置方法は、直接雇用による方法と、もう一つ、外部委託による方法がありまして、市町においては、それぞれの実情を考えて看護師の配置を行っていらっしゃるものと承知しております。場合によりまして市町によりましては、看護師の配置を外部委託から直接雇用に変えることで費用負担の軽減を図ることができる場合もあるのではないかと考えておりまして、今後、市町の実情を確認しながら、県教育委員会として必要な助言を行ってまいりたいと考えております。

なお、財政的支援の充実につきましては、私も所属する全国都道府県教育長協議会というのがありまして、毎年、話し合って要望活動なんかを行っているんですけども、これにつきましても国に対して働きかけているところです。

医療的ケアを必要とする児童生徒、誰もが安心して健やかな学校生活を送ることができる教育環境の整備が重要と考えております。今後とも、県立特別支援学校における保護者の負担軽減、医療的ケアの実施体制の充実を図るとともに、市町への助言や、市町の看護師、また、医療的ケア児を担当する教諭や養護教諭を対象に研修会を行ってまいります。学校内でチームとなって教育活動が展開できるようになる、そして、子供たちの学びと成長を支えられるよう、県全体として医療的ケアの実施体制の充実に努めてまいります。

私からは以上でございます。

◎福田警察本部長 登壇 県内の犯罪情勢についてお答えします。

令和七年中、県内における刑法犯の認知件数は四千六百六十二件であり、過去最少であった令和三年以降四年連続の増加となっております。本年

に入っても五月末時点の刑法犯認知件数は千七百四十三件であり、これは昨年同期比で百三十一件、八％の増加であり、その増加傾向は継続しております。

令和七年中の刑法犯認知件数について、その罪種別の内訳を件数が最も少なかった令和三年と比べますと、暴行や傷害といった粗暴犯は二百八十六件から四百三十一件へと五〇％増加、詐欺等の知能犯は二百件から七百八十五件へと三〇〇％近く増加という状況にあります。本年に入っても、殺人や強盗等の凶悪犯、粗暴犯、知能犯など、全ての罪種において昨年同期よりも増加しております。

特に特殊詐欺については、県内における令和七年中の被害総額は二十四億円に上り、本年に入っても五月末時点で被害総額は既に八億円を超えております。

また、刑法犯以外の特別法犯につきましては、例えば、令和七年中の覚醒剤や大麻といった薬物に係る事犯の検挙は百二十八件、本年に入っても五月末時点の検挙は三十九件、これは前年同期比で一五％の増加であり、近年増加傾向が続いております。

以上のとおりの状況であり、県警察としましては県内における犯罪情勢は厳しい状況が続いているものと認識しております。

犯罪情勢を受けた犯罪抑止対策についてお答えします。

犯罪抑止の取組に当たっては、最新の犯罪情勢や犯行手口を分析した上で、個々の状況に応じた的確な対策を講じる必要があるものと考えております。

例えば、議員御指摘のような空き巣などの住宅への侵入窃盗、乗り物盗や車上狙いについては、当県において、被害の生じた住宅や車両の無

施錠の率が全国平均を大きく上回っているといった事情が影響しているものと考えられ、いわゆる防犯意識の向上や防犯設備の普及促進といった対策を講じているところがあります。

また、例えば、深刻な被害が続く特殊詐欺については、徹底した犯行グループの検挙の一方で、被害を少しでも阻止するため、犯人からの接触そのものを防ぐことを重点に、国際電話の利用休止申し込み制度の活用促進、スマートフォンへの詐欺電話の着信を遮断・警告する機能を有する警察庁推奨アプリの導入促進といった対策に力を入れているところがあります。

こういった、犯罪類型、犯行手口ごとの抑止対策、防犯対策に加え、社会全体で犯罪を生まない環境をつくるための取組も非常に重要な観点であると認識しております。すなわち、県民の安全と安心の確保のためには、警察による取り締まりのみならず、地域住民、事業者、行政機関などがそれぞれの立場で防犯に取り組むことが重要であると考えており、こうした観点から、県警察におきましては、「佐賀県犯罪の起きにくい安全で安心なまちづくり条例」に基づき、県、市町、防犯ボランティア団体、事業者等と連携しながら、犯罪の起きにくい地域社会づくりを推進しているところであります。

県警察としましては、引き続き犯罪情勢や犯行手口を精緻に分析した上で、情勢に応じた効果的な犯罪抑止対策を講じることにより、安全で安心して暮らせる佐賀県の実現のため、しっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

◎指山清範君 登壇Ⅱすみません。幾つか再質問をさせていただきたい

と思います。

まず、医療的ケア児への支援について、「子育てし大県」の中での位置づけはよく分かりました。安心をしました。

といいますのも、今何か調べるときはほとんどスマホとかパソコンとか、ネットで調べることが多い中で、「子育てし大県」のメニューの中に見つからなかったという声がありました。なので、私たち医療的ケア児はこちら側に置かれているんじゃないかという声も聞きました。だからこそその質問だったので、そこは安心しましたけれども、これからもしっかり「子育てし大県」のメニューを増やすと同時に、医療的ケア児の方々にも、健常児と同じ子供ですから、そこはしっかり寄り添っていただけたらというふうに思います。

ただ、ちよつと答弁を聞き漏らしたかもしれませんが、短期入居施設の拡充、拡大、国の補助で二分の一ありますよね。だから、そういったことにも手を挙げてほしいという声も聞くんですけども、その辺についてももう一遍お答えをいただけませんでしょうか。

それと、在宅レスパイトの件ですけれども、年間四十八時間あって、五十名中三十八名、八割が登録されているけれども、十時間以内が二十三名、ほぼほぼ使われていない。やっぱり時間が短いからじゃないかなというふうに思います。一日当たり四時間から六時間に増やしたということですが、それでも、それは聞きましたけれども、年間のトータル時間は四十八時間に変わっていないので、やっぱり福岡市が事件が起こってきちんに対応したように、四十八時間からいきなり三百三十八時間というのは無理かもしれませんけれども、そこは少しずつでも年間の利用時間を増やしていただいて、せっかくの時間設定ですから拡大をし

ていつてほしいなというふうに思います。そうすることで、外出のときの看護師の同行なんかも若干収まってくるのではないかなと思ったりもしないでもないのです、その辺について時間拡大についても一度お答えをいただけたらというふうに思います。

それから、学校についてですね、本当に特別支援学校についてはよくやっていたいていると思っっています。スクールバスなんかも、医療的ケア児のみならず、利用者が増えていると思います。ただ、聞こえてくる声は、保護者もですけども、学校からでもですけども、今七校でスクールバスを運行されていますけれども、ルートが一つしかないということ、長い子になると、二時間まではいかないけれども、二時間弱乗っている子がいて身体的負担が大きいということなので、複数ルートを検討いただけないかという要望をいただいております。

その件について、教育長いかがでしょうか。何かお答えできるものがあれば、お答えいただけたらというふうに思います。

それと、再犯防止についてですけども、やっぱり県警本部長のお答えのとおり、刑法犯、それから、特別法犯が増えていっているのが現状だと思います。

そういう中で、第二次再犯防止推進計画の成果指標というか、それは新規受刑者の中の再入者率、その年に新たに刑務所に入った人たちの中に二度以上の犯罪を犯した人がどれくらいかということでありますけれども、中には裁判の結果、執行猶予等で刑務所に入らない方もいらっしゃると思います。そういった方々も含めると、やっぱり二度目、三度目となると実刑を食らうのかもしれませんが、そういった方々も——そういう方々と言うのは変ですね。そういった者も含めて、やっぱり犯

罪全体を見て、再犯防止に努めていただくことが大切だというふうに思いますので、今の成果指標は成果指標で分かりました。新規受刑者数のうちの再犯者率五五％以下、これもその年によってパーセンテージが必ず変わってきて、増えたり減ったりしますから、そこら辺はちゃんと見ていただくということと、あと、先ほども申しましたように、刑法犯、特別法犯の中の再犯者がどれくらいなのか、それに対してどう取り組んでいくかということを、この先、恐らく第三次が令和十一年度から計画が始まると思いますので、そちらに向かって御検討いただけたらと思いますが、いかがでしょうか。よろしく願います。

それと、国道三十四号、鳥栖—神埼間バイパス化ですけども、県道十七号が冠水して通行止めになると言いました。通行止めになって、その周辺の道路は大渋滞して車がにっちもさっちもいかない状態になるんですよ。以前にもこの場で御紹介をしましたけれども、通常五分で行くところを四時間かかった例もあります。

なおかつ、別のケースでいうと、高速道路が止まってしまうと、縦横走っている車が全部、鳥栖市内に降りてきて、全く動かなくなるんですよ。我々としても、関係自治体の首長さんたち、議長さんたちもですけども、やっぱりもう一本幹線が必要だなということで、鳥栖—神埼間のバイパス化というのを求めているわけです。

小郡鳥栖南スマートインターチェンジをつくってもらいました。あれで車の流れがごっそり変わって、大渋滞しているところが渋滞しなくなって、大分緩和されてきました。だから、一カ所付け加えたりすることによって車の流れが変わっていくこともありますので、そこはぜひこれからもっと早く進むようにしていただかせませんか。お願いし

たいと思いますが、昔は何か「佐賀県の道路」の中に国道三十四号バイパス化というのがずっと入っていたんですけど、いつの間にか佐賀県の地図の中で消えているんですね。国道が全部消されているような感じがしたと思うんですけど、そうじゃないならそうじゃないと言ってください。描かれているところを見せてほしい。私も描かれていないのを見せますので、とにかく早くやってほしいということを願いたいと思います。ですが、いかがでしょうか、よろしく願います。

それから、新幹線について、知事さん、「子育てし大県」の答弁はよく分かりました。よく伝わりました。

新幹線のお尋ねで何かお答えをいただいていないような気がしました。というのも、財政負担とか、在来線の問題とか、地域振興の問題とか、そういう複雑な連立方程式があるからゴーサインを出せないというのは、私もそれは知事と一致しています、そこは一致なんです。だから、その説明は要りません。

なおかつ、水嶋次官との協議も、本当に期待をしながら見守っていきいたいなど、時間もあまり残されていないかもしれませんが、見守っていききたいなと思います。

それで、この次の次官の方とも協議を続けていかれるのかどうか。結論が出なかった場合、恐らく時間的には次の方との協議もされるのではないかと思います。

それと、新幹線のメリットについて、どう評価するかということを聞いたつもりだったんですけども、そこを聞き漏らしていたら、ごめんなさい。新幹線のメリットについてどう評価するかということをもう一度お答えいただきたいのと、南回りルートについては矛盾があるんじゃないかと。

ないかと。だから、その矛盾についてどう思いますかということをお願い。たつもりだったんですけど、言葉足らずだったら申し訳ない、でも、その辺についてももう一度お答えをいただけたらというふうに思います。

一千四百億円の負担と言いますが、私はもつとかかると思いますし、今じゃなくてこの先、恐らく、例えば十年後、十五年後に着工するときには一千四百億円じゃ足りないぐらいの負担になるのではないかと思います。この財政負担の問題等々、複雑な連立方程式はしっかり解いてもらって、一つでも前に進めていただいて、一般論として私はフル規格は大賛成なので、フル規格に何とか進んでいけるような、そういう結論を求めていると思います。

以上で二回目を終わります。

◎山口知事 登壇Ⅱ指山議員の再質問にお答えします。

九州新幹線西九州ルートについてのお答えです。

まず、多面的に様々な課題があるということとは一致しているということとで、そこは共有しているということでございます。

そして、フル新幹線のメリットというのは多々あると思います。私がかつて住んでいた鹿児島などにとつてみれば、隔世の感がありますし、福井や石川の北陸の皆さんにとつても、全く違った絵姿になったんだろうと思います。

今なかなか悩ましいのは、我々佐賀県であったり、先ほど申し上げた京都だったり、そういう付け根というか、費用対便益が鹿児島や北陸ほどあまりないところであっても、それでもメリットはあると思います。ですから、それは分かった上で、できる限りデメリットの部分についての解消というものもセットで考えなければいけないというふうに思っています。

おります。そうしたことで、今まさに国土交通省の水嶋次官と二人きりで何度も話をしているわけです。

私は本当に、水嶋次官が誠意を持って御努力を重ねていただいていることが痛いほど分かります。そして、私自身も誠意を持って協議を続けております。ここまで二人で話したので、何とか先に進むような形にならないかなというところで、今もまだ重ねている途中でございます。ですので、まずは水嶋次官との間で何かしらの成案ができるかどうかの努力を足元で重ねていきたいと思っております。

そして、これについては、私は佐賀県にとってフル新幹線の可能性ということ自体は大変光の部分もある事業だとは思っております。ですので、今はまだ足元の協議が見通せないところはありますけれども、常に国土交通省さんとは協議は続けていこうという強い思いです。でも、まずは足元の水嶋次官との協議で何らかの成案を得たいと思って、努力を重ねたいと思います。（「南回り」と指山清範君呼ぶ）

今まさに今日もお話いただきましたけれども、そこも一つの大きな協議のポイントでありますので、これについては、次官との間で、もう少し冷静に協議を見守っていただきたいと思えます。御理解いただきますと思います。

◎金丸健康福祉部長 登壇Ⅱそれでは、再質問に答弁させていただきますと思います。

まず、施設整備の補助の話がございました。

福祉施設の場合、施設整備補助というのが、いろんな種類の施設が対象になっておりまして、年間で数件以上申請がございます。そのとき、当然、厚労省に優先順位をつけて出すようになっておりますけれども、

その優先順位を県がつけている一番の順位は、県内に施設数が少ないというものになっておりますので、それに該当すると思えますので、ぜひ活用いただければと思います。

それともう一つ、再犯防止推進計画の中の指標の話がございましたけれども、協議会の中でお話をさせていただきまして、臨機応変にとさつき申し上げますので、前向きに検討させていただければと思います。

私からは以上です。

◎横尾県土整備部長 登壇Ⅱ私からは、国道三十四号の鳥栖―神埼間のバイパス整備促進というお話でございました。

議員からお話があったように、国道三十四号自体の交通量も非常に多いということもございます。また、災害のときには、交通が止まったときとかは、ほかの交通が集中して渋滞でどうしようもないというお話でございました。そういった状況は我々もしっかりと認識しておりますので、この道路の整備の必要性というところについては同じ気持ちだということふうに思っております。

そういった中で、沿線の市町と期成会で勉強会があつて、バイパス整備という形での要望になっております。今現在、国のほうで具体的な整備計画というのはないという状況でございますので、先ほど議員からありました、何か図面があつたということでございますけれども、すみません、私ちよつと承知しておりませんので、具体的な計画はまだないということでございます。

周辺の道路整備が変われば交通の流れも変わるという話もございました。この道路の整備ができるだけ早く姿が見えていくということが大切かというふうに思っておりますので、期成会の勉強会等には首長さんた

ちも来ておられますので、そういった中でしっかりと議論して、また、国のほうにもしつかりお話をしていきたいというふうに思います。

私からは以上です。

◎大草男女参画・こども局長 登壇Ⅱ私からは、医療的ケア児への支援のうち、在宅レスパイトについてお答えをいたします。

現在の制度では利用時間が四十八時間となっております。利用を控えられる方が多いという現状を認識しております。このことについて、利用登録をされている方々の声をまずはよく聞きしていきたいと思えます。その上で、この制度の利用が進むようにという取組をまずしてまいります。あわせて、何かあったときのために利用できる時間を残しておきたいというお気持ちがあることはよく分かりますので、制度としての利用時間の拡大について検討していきたいと思えます。

◎甲斐教育長 登壇Ⅱ私には、特別支援学校のスクールバスについてお尋ねがございました。

特別支援学校につきましては、県内各地、身近な通学しやすい場所にといいことで、地域ごとに特別支援学校の配置、充実をさせてきたところでは。今年四月には鳥栖特別支援学校も開校いたしました。寄宿舎もそれぞれに整備運営をしております。鳥栖特別支援学校と中原特別支援学校は寄宿舎はございませんけど、そのほかにつきましては寄宿舎もございいます。

そして、スクールバスも一校一ルートということで導入をさせていただきました。現在、乗降場所も安全で便利な場所ということで、いろんなところに協力いただきながら設置しておりますし、ルートについてもできる限りニーズを満たしながらということ、バスを利用する児童生

徒の安全を第一に、障害の状況などによってもいろいろと判断をさせていただいて、できるだけ多くの児童生徒が利用できるようにと、先ほど言った乗降場所の見直しですとか一部大型化などにも取り組んできたところです。ルートにつきましても、できる限り時間が短くなるよう工夫をしながら運用しております。

今後とも、児童生徒、保護者、学校現場からの声を聞きながら、工夫しながらバスの運行に努めてまいりたいと思います。

私からは以上でございます。

◎田中秀和君（拍手）登壇Ⅱ「自由民主党ネクストさ」の田中秀和です。

四項目について通告していただきましたので、順次質問を行います。

問一の防災庁設置の動きと防災大学の誘致についてお伺いをいたします。

災害大国である我が国では、この三十年間、阪神・淡路大震災や東日本大震災、熊本地震、能登半島地震をはじめ、相次ぐ豪雨や台風など、多くの自然災害に直面してきました。近年では、気候変動による風水害の激甚化、頻発化が懸念されており、加えて今後、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震や首都直下地震、南海トラフ地震など、甚大な被害が想定される大規模災害の発生が懸念されています。

こうした中、人命、人権最優先の防災立国実現を掲げる国においては、政府の防災体制を強化すべく、産官学民のあらゆる力を結集し、事前防災を推進するとともに、災害対応の司令塔となる防災庁の設置基準が進められていることは皆さんも御承知のところでありま。

私は、政府が掲げる防災立国の実現に向け、佐賀県が持つ災害対応力

は非常に重要な役割を果たすことができるのではないかと考えており、昨年五月、佐賀県が防災庁の地方機関である防災局誘致に向けた政策提案を行って以降、私自身もこれまで二度、防災庁設置準備室の担当者を訪問し、防災庁設置の動向を学び、併せて佐賀県の強みを紹介し、防災局の誘致に向けた情報提供を行ってまいりました。

佐賀県では、昨年度行った防災局誘致に向けた政策提案に続き、今年度は防災庁職員や自治体職員らの研修や防災研究を担う防災大学校の誘致について政策提案を行ったと聞いています。

そこで、次の点について伺います。

まず、防災庁設置の動きと佐賀県の取組についてです。

今年の秋の発足を目指す防災庁の設置法案が五月十九日に衆議院を通過しました。くしくもこの日に、ネクストさが会派で防災庁設置に向けた対応状況について確認の研修に行った日のときでした。同月二十二日より参議院での審議入りをしております。現在、参議院の各委員会等で慎重な審議が行われており、今国会での成立が見込まれていますが、国における防災庁設置の動きと佐賀県の取組について、危機管理・報道局長にお伺いいたします。

次に、防災大学誘致に向けた知事の思いであります。

国においては、防災庁の教育・訓練機関として防災大学校（仮称）の設置準備が進んでいます。行政職員のみならず、民間人材にも開放し、全国で自治体の防災を担う専門人材の育成や実践的な防災教育の検討が進められるとお伺いしております。

今年度の五月に行われた政策提案で防災大学校の誘致を提案されたと新聞報道で目にしました。そこで、提案書を見てみますと、「災害支援

CSOとの連携に先導的に取り組む佐賀県に防災大学校を開設し、実践的な防災教育を佐賀県と共創し、「国全体の防災力強化を図る」と提案がなされております。

そこで、知事にお伺いしますが、防災大学校誘致に向けた知事の思いについてお聞かせください。

問二、佐賀県の高教育環境について伺います。

本年四月に武雄アジア大学が開学し、佐賀県の大学は三校となりました。また、佐賀大学、西九州大学ともに学部編成などを進めており、県立大学の開学準備と合わせて考えると、今まさに県内の大学環境は大きく変わろうとしています。

ただ一方で、武雄アジア大学の今回の入試の現状をみますと、百四十人の定員に対して入学生が三十七名と大きく定員割れとなっています。この現状を考えたとき、初年度の学生確保において、高校生に大学の学びを伝える時間が少ないこと、キャンパスも完成しておらず、高校生が通学するイメージが湧きにくいことなどの困難さがあったのではと率直に残念に思っているところであります。ただ、新年度に入学した三十七名の学生に対する教育の在り方、また、大学としての地域貢献など、武雄アジア大学が取り組むことの価値は、入学生徒の数には関係なく、いささかも変わることは絶対ないと信じております。大学側のさらなる奮起を大いに期待しているところであります。

そのような中で、先日、報道で武雄アジア大学の学生について報じられていました。その中で学生が、いろいろ大学について批判されているが、それは嫌なので、自分たちで武雄アジア大学のPRをやっているといと、学生が大学のPRサークルをつくるという内容が取り上げられて

いました。こうした学生を大切に育てて挑戦する道を開くことが大人の役割であり、私たちは学生にエールを送りたいと思っています。

こうした認識の下、次の点についてお伺いいたします。

まず、武雄アジア大学の入学生の数と定員割れの原因についてです。初年度の入学数は三十七名でしたが、入試区分の状況はどうなっているのかお伺いいたします。

また、定員割れについて大学はどのように原因を分析しているのかお伺いをいたします。

次に、武雄アジア大学と武雄市の今後の対応についてです。

入学生の確保は、各大学が責任を持って行うものでありますが、武雄アジア大学は来年度入学生の確保に向けてどのように取り組もうとしているのかお伺いいたします。

また、武雄アジア大学は、武雄市と旭学園の連携協定による共同事業であります。大学の施設整備に対する県の補助も、旭学園に対してではなく、武雄市に対して行われています。

先ほど西久保議員からも質問がありましたが、武雄市は、立地自治体、共同事業の当事者として、今後どのように大学を生かそうとしているのか、あわせて佐賀県の考えをお伺いいたします。

次に、県立大学への影響についてです。

開学前に高校生に対して大学の学びなどを具体的に理解してもらう取組に、一定の限界があることが大学設置認可のスケジュールによるものであるとすれば、それは県立大学においても当てはまることになるかと考えられます。

全国の大学を見ると、私立大学と異なり、国公立大学は恒常的な定員

割れしている大学はないことから、私立大学と県立大学では状況は異なるという理解はしていますが、県には、県立大学の入学生確保には万全を期していただきたいと願うところであります。

そこで、今回の武雄アジア大学の定員割れについて県立大学への影響をどのように認識しているのかお伺いいたします。

この項最後に、県の今後の対応についてお伺いします。

佐賀県全体の高等教育の充実、高校生の進学先の確保という観点からは、県内の多くの高校生に県内の大学、佐賀大学、西九州大学、武雄アジア大学、そして、三年後は佐賀県立大学に進学してもらいたいと思っております。県立大学は県が、私立大学はそれぞれの私大が、学生確保に取り組むのは当然でありますので、県として、まずは県立大学の入学生確保に佐賀県はどのように取り組んでいくのかお伺いします。

またあわせて、佐賀県には県内私立大学の学生確保に向けた取組にも必要な助言を行ってほしいと思いますが、政策部長のお考えをお伺いいたします。

以上四点について、政策部長に御答弁をよろしくお願いいたします。

問いの三です。県立学校における生徒の安全確保についてお伺いします。

生徒を巻き込んだ事故が全国的に大きく報道されました。その報道を受け、佐賀県教育委員会の事故の受け止めと検証、生徒の命を守るための安全管理体制の徹底を、今回の質問において確認させていただこうと思っております。

その矢先、三日前の十五日、十七時過ぎにこの議会棟を出て十八時頃に厳木川を通過する際、土手に赤色灯が見えました。何だろうと思いな

がら自宅に戻ると、中学生の水難事故のニュースが飛び込んできました。本当に痛ましい事故で、この事故で亡くなった中学生、そして、今回取り上げる二つの事故でお亡くなりになりました生徒や御家族に対し、心から哀悼の意を表しますとともに、けがをされた生徒をはじめ、関係者の方々に、心からお見舞いを申し上げます。

今述べましたが、教育現場における生徒の命を守るための安全管理体制の徹底を願い、質問を行いますので、甲斐教育長、御答弁よろしくお願いいたします。

五月に部活動の遠征に向かうマイクロバスの事故で高校生が亡くなるという痛ましい事故が発生しました。この件については、昨日、徳光議員の質問で詳しく質問がされましたので、同じ内容ではありますが、再度教育委員会の取組として、その対応を確認したいと思います。

もう一件の報道であった高校の修学旅行において発生した小型船の転覆事故により、これも生徒が亡くなっております。

さて、この修学旅行に関する文部科学省の見解によると、生徒や保護者に対して、プログラムの詳細について事前に十分な説明がなされていなかったこと、事前に現地の状況や天候の確認をしていなかったこと、マニュアルの不備など、学校における安全確保の取組が不適切であったと指摘されています。

このような報道を目にすると、保護者の中には、部活動の遠征や修学旅行での安全確保について不安を感じている方もおられ、同時に、生徒の学校行事での安全確保の強化を求める声も多くありました。

部活動や修学旅行に限らず、全国的に見ても生徒が巻き込まれた事件、事故は数多く発生しています。十五日の厳木川で発生した中学生の水難

事故も、休校日ではありましたが、まさか身近で起こるとは思っていませんでした。生徒が学校生活の様々な場面で安全に活動し、保護者も安心して子供を送り出せるよう、安全管理を徹底していく必要があると考えるところであります。

そこで、次の点について伺います。

まず、部活動遠征時における安全確保についてです。

昨日詳しく答弁されましたが、県立学校における部活動遠征時の安全確保について、教育委員会としてこれまでどのように対応してきたのか、また今後どう取り組んでいくのか伺います。

次に、修学旅行における安全確保についてです。

県立学校における修学旅行の安全確保について、教育委員会としてこれまでどのように対応してきたのか、また今後どのように取り組んでいくのか伺います。

また、この修学旅行などに限らず、生徒が学校生活において安全に活動ができるよう、教育委員会としてどう取り組んでいくのか、甲斐教育長にお伺いいたします。

問いの四、佐賀唐津道路の唐津―相知間について伺います。

佐賀唐津道路は、県都佐賀市と唐津市とを結ぶ、本県の背骨に当たる重要な道路であります。佐賀唐津道路の唐津から多久間については、平成二十六年三月に厳木バイパスの相知長部田インターチェンジが供用開始されましたが、唐津側の唐津―相知間の約十キロについては、いまだ事業化がなされていない現状であります。

これまで唐津―相知間のルートについての事業化に向けた要望活動に関して、私も唐津市議時代から関わってきたのですが、この要望に関す

るルートは相知長部田インターから西九州自動車道の唐津インターチェンジへ接続する道路として、期成会と佐賀県が一体となり、その早期事業化の要望を行ってきたと私は理解しています。

確認のため、唐津市議会の令和二年九月議会の議事録を確認してみました。その答弁で、「唐津―相知間のルートでございますが、唐津市としては、計画どおり相知長部田インターチェンジから西九州自動車道の唐津インターチェンジに接続することで考えております。これまでもこのルートで早期整備の要望を行っているとところでございます。」と答弁がなされています。

提案活動を具体的に言いますと、毎年行われている沿線自治体で構成されている期成会の提案活動では、唐津インターを目指すルートを基に、唐津―相知間の事業化に向けたストック効果を示し、佐賀県もこれに同行し、財務省や国交省に対して活発に要望活動をし、事業化への道筋が早急に示されるように国へ働きかけをしていただきました。

しかし、さきの佐賀県議会、二月議会の一般質問において、議員の接続先のルートについての質問に対し、具体的なルートを決めるために今検討が始まったということで、この点につきましては、国、関係市町、期成会とも一緒になって勉強会で進め議論していきたいと思えますという部長答弁がなされました。

また、この県議会の答弁を受けて、唐津市議会の三月議会において市議から、これまでの要望活動では接続は唐津インターではなかったのかという趣旨の質問があり、答弁では、唐津インターチェンジ方面への接続を基本としているが、社会情勢や環境の変化なども踏まえた検討も必要であり、期成会の勉強会において候補ルートごとのメリット、デメ

リットなど議論を始めたとのことでした。

この二つの答弁を聞いて、私は初めて期成会における要望の在り方が再検討されているんだなということを知ったわけです。これまで行ってきた要望における接続先を再検討することは、要望活動が後退した印象に思え、活動の機運が下がるのではないかと危惧しているところでもあります。

しかし、期成会に設置された勉強会において、候補ルートごとのメリット、デメリットなどの議論が始まっているということでもあります。で、佐賀唐津道路は唐津市、玄海町のみならず、県全体の浮揚に不可欠な道路であることから、その勉強会においては、佐賀県が先導し、沿線自治体の活性化を図るためにも、一刻も早く沿線自治体の意見をまとめしていくことが重要であると考えております。（「そうだ」と呼ぶ者あり）検討に当たっては、これまでの経過を基に慎重に臨んでほしいと切にお願いするところであります。

そこで、次の点についてお伺いします。

まず、これまでの経緯と事業化への課題についてです。

私が先ほど述べましたように、佐賀唐津道路の唐津―相知間の期成会では、これまで様々な要望活動が展開されてきました。また、西九州自動車道の唐津インターの都市計画決定や環境アセスの中断などの経緯もあります。事業化に向けた今後の課題も多々あります。これらをきちんと整理することが大切であり、これまでの経緯と事業化への課題について、県が考える思いをお知らせください。

次に、事業化に向けた今後の取組についてです。

佐賀唐津道路の唐津―相知間の早期事業化に向け、期成会の勉強会に

おいて検討が行われていると、先ほどから何回も言っています。この勉強会での再検討の項目の中で設置地点の決定、そして高規格道路との接続の方法、ここが大変重要な検討になると私は考えております。この勉強会の進め方について確認をいたします。

また、今後、再検討を行った上で、事業化に向けて、県はどのように取り組まれていこうと考えているのかお伺いいたします。以上二点について、県土整備部長にお伺いします。

今回、大きく四つの項目について質問をいたしました。執行部の御丁寧な御答弁をよろしくお願いいたします。（拍手）

◎山口知事 登壇Ⅱ田中秀和議員の御質問にお答えします。

防災に關しまして防災庁設置、防災大学の誘致などについてお答えします。

まず、田中議員の国に対する提案活動も含めて、防災に関する積極的な行動に対して敬意を表します。

私は知事になる前、内閣安全保障・危機管理室、そして消防庁時代にジェー・シー・オー原子力事故、苫小牧のタンク火災、新潟県中越地震など、様々な災害現場の最前線での対応を経験してまいりました。

そして、佐賀県知事就任二日後に発生した鳥インフルエンザを皮切りに、令和元年、二年、三年、五年の豪雨災害、新型コロナウイルス、豚熱、陸自ヘリの墜落事故など、様々な危機事象に直面しました。

私はこれまでの経験から、危機は想定どおりには進まないことを念頭に、初動や現場を重視し、そのときの状況に応じ、オペレーション主義で迅速に臨機応変に対応してまいりました。

その実効性を高めるためにも、防災ヘリコプター「かちどき」の導入

ですとか、消防団等の組織力強化は必要でありました。

そして、こうした考え方の下、佐賀県職員が実践や図上訓練など、経験を積み重ねることで、佐賀県は全国に先んじた危機管理体制を構築してきたものと誇りに思っております。

今では当たり前の光景となりました佐賀県災害対策本部会議の様子も、以前は広い会議室で県の幹部職員がずらっと横に居並び、県庁各部が報告するといったものでございました。これは現場への対応、ニーズへの対処という形とは程遠い体制であったと私は思っています。

現在は課題へのオペレーションといった機能面を最優先し、特に初動は、現場で直接対応に当たる実動機関を中心に集めた実践的な体制で、しかも全てオープンで行っております。警察、消防、自衛隊といった実動機関だけでなく、気象台や日本赤十字社に加えて、災害支援CSOまでもが会議に参加しております。随時、現場で変化する最新の情報を共有し、連携しながら、人命救助や被災者支援を迅速に行える体制を取っていることが佐賀県の大きな特徴なのです。

それ以外にも、佐賀県はオペレーション、事前防災において特徴的な取組を実施しています。

例えば、平時から私と自衛隊、警察、消防、海保、気象台など、実動機関のトップが定期的に意見交換をして、顔の見える関係を構築しております。これまで十五回開催しております。さらに、実動訓練や図上訓練、対策本部運営などの各種訓練は、基本的にシナリオを非開示にするブラインド型の訓練で行うなど、実践型で実施しております。

そして、佐賀県の志に賛同し、全国規模で活躍する災害支援CSOが集まっていることなど、事態の推移に同時に連携して的確に対応できる

体制を整えております。

また、今後、高い確率で発生が予想される南海トラフ地震においては、佐賀県は大分県を支援する即時応援県となっております。支援側としての熟度も上げているところであります。るる申し上げましたが、こういった佐賀県であります。

今般、国において、災害における人材育成や研究を担う防災大学校の設置が検討されていると聞きました。こうしたことを受け、佐賀県から国へ政策提案を行っているわけであります。

私から大臣に対して、危機管理について先導的な取組を行っている我々、佐賀県と、考え方と実践という大事な部分を共に高め合っているませんかと呼びかけました。様々な経験がある我々と、これからの防災に求められるフアンクションを共に創り上げていきませんかと提案させていただきました。

防災大学校の設置はまだ先の話とのことでありましたけれども、佐賀県としては危機管理対応力の向上にさらに取り組んでいきたいと思っております。

引き続き、県民の安全・安心を守り、いざというときに救える命を救うという強い信念で知見を深め、訓練によって精度を高めるなど、これから危機管理先導県としての役割を果たしてまいりたいと思います。そして、佐賀県がさらに先導的な危機管理を行うこと。そして、そのノウハウを国とも闘わせて、共に成長して、国の防災力も高めていくというところになったら大変幸せだと思いますので、議会各位とも連携しながら取り組んでまいりたいと考えております。

◎前田政策部長 登壇Ⅱ私からは、県内の高等教育環境についてお答え

します。

まず、武雄アジア大学の入学生数と定員割れの原因についてです。今年四月に開学した武雄アジア大学の入学者三十七名につきまして、入試区分で申し上げますと、総合型選抜が十三名、一般選抜が九名、学校推薦型が八名、そして留学生が七名となっております。大学側が七十名としていた学校推薦型の入学者が八名となったということが大きく影響しております。

大学からは、この定員割れの原因について、多くの受験生が進路を固める七月の三者面談までにおける高校生への学校説明が不足したことが大きいというふうに聞いております。

次に、武雄アジア大学と武雄市の今後の対応についてお答えします。

武雄アジア大学では、来年度の入学生の確保に向け、高校生とその保護者や高校の教諭に対する学校説明を強化していると伺っています。

例えば、ミニオープンキャンパスが毎週土曜日に開催されていますし、また職員による高校や学習塾への訪問でありますとか、学長による県立高校の校長会での学校説明などが行われております。

また、武雄市におきましては、今年四月に大学連携推進室が設置をされ、地域や企業、市民と大学との連携を推進することとされております。武雄商工会議所や武雄市の観光協会なども大学運営に関する地域連携協議会に参画をされておりまして、官民連携による大学を生かしたまちづくりが進められると伺っております。

武雄アジア大学は、県内の大切な高等教育機関の一つです。引き続き、武雄市と武雄アジア大学の取組を応援していきたいと考えております。

次に、武雄アジア大学の定員割れが県立大学にどのように影響するの

かというお尋ねでございます。

入学生の確保という点では、全国的に国公立大学で恒常的に定員割れをしている大学はありませんが、武雄アジア大学に限らず、私立大学は令和七年度の調査では定員割れをしている大学が全体の五三％となっています。国公立大学と私立大学の状況は大きく異なります。武雄アジア大学の定員割れが県立大学に直接的に影響することはないと考えております。

もちろん公立大学だから大丈夫ということではなく、県としましては、県立大学ならではの学びの特色などもアピールすることで将来を切り開いていくための進路として選択してもらえよう、しっかり取り組む必要があると認識していますし、このことについては県として責任を持って取り組んでまいります。

最後に、入学生確保に向けた今後の対応についてお答えします。

県立大学の一期生は今の高校一年生です。高校一年生のときにどこまで卒業後の進路を意識するかということについてはそれぞれだと思えますけれども、普通高校の場合、一年生の終わりに文系、理系の選択が行われますことから、これからは高校生に対する情報提供に注力をする大事な時期となります。

佐賀県立大学は、起業家精神を持ってチャレンジし続け、周囲に変革をもたらす「チェンジ・メーカー」を育成することとしております。熱量の高い教員によりますデータサイエンスとマネジメントの理文融合型、そして、県内の企業等の現場での課題解決型学習を中心とする学びは、不確実性の時代を生きる子供たちを成長に導く大学になると確信しております。

この県立大学の学びの特徴や入試制度などについて、高校一年生やその保護者、また進路指導に当たる高校の先生に、随時、進路選択の参考となる情報を分かりやすく伝えることが重要だと考えております。

こうしたことから、高校一年生がイメージしやすいように漫画形式のリーフレットを配布することとしておりますし、県の担当職員が各高校を訪問し、高校の先生に県立大学の入学者選抜の方針や学びの内容のイメージを直接伝えるなど精力的に活動しております。

県内の私立大学の学生確保への支援というお話がございましたけども、各大学それぞれの方針と責任で取り組まれており、また、県立大学も開学前ですので、県としては助言できる十分な知見は持ち合わせておりませんが、県内の私立大学ではオープンキャンパスや高校訪問など様々な活動が行われておりますので、今後とも様々な情報交換や意見交換などを行い、県全体の高等教育環境が充実していくよう取り組んでまいりたいと思います。

私からは以上でございます。

◎横尾県土整備部長 登壇 Ⅱ 私からは、佐賀唐津道路の唐津―相知間について二点お答えいたします。

まず、これまでの経緯と事業化への課題についてでございます。

佐賀唐津道路は、地域や交通拠点などを相互に結び、本県の価値をさらに発展させ、成長の基盤となる重要な道路だというふうに認識しております。佐賀唐津道路で佐賀と唐津を結ぶことは重要なことというふうに認識しております。

佐賀―唐津間につきましては、交通の難所でありました笹原峠を含みます厳木から多久までの区間について、昭和から平成にかけて国道二百

三号のバイパスとして整備が進められています。厳木バイパスとか、東多久バイパス、そして、道路公社で整備した厳木多久有料道路、こういった経緯がございます。

平成六年に佐賀唐津道路が地域高規格道路として位置づけられたところでございます。そういった制度が全国的に始まったということでございます。その翌年の平成七年に唐津―相知間が調査区間という形で指定をされました。調査区間というのは、ルートの選定ですとか、整備手法、環境影響評価等の調査を進めるといような位置づけの区間になります。その後、環境影響評価に着手され、平成十三年度に方法書の公告縦覧が行われたところでございます。

その方法書の中で道路の計画といたしまして、唐津インター近傍と相知長部田インターを結ぶ幅約百メートルから千六百メートルぐらいの幅を持った計画帯が示されております。示されておりますが、コスト縮減ですとか道路計画の見直しについて全国的な動きもございまして、環境影響評価の手続は、その次の段階、準備書、評価書には至っていないというところでございます。

唐津―相知間の平成七年の調査区間指定から約三十年が経過しております。その間に、西九州自動車道の伊万里東府招インターまでの延伸ですとか、地域の要望を受けまして当初計画になかった唐津千々賀山田インターが追加で、これは県が設置しておりますが、また、北波多インター付近の県道の整備も進むなど、周辺の環境整備の状況も大きく変わっているということで、こうしたこともあつて接続先について、地元でいろいろな意見が出ているというふうに承知しているところでございます。

議員から、これまで提案活動とか要望で要望書などに記載されている唐津インター方面へ向かうルートということでお話がございましたが、これは平成七年、先ほど申しました調査区間に指定された当時の区間を示したものであるというふうに受け止めております。

佐賀唐津道路は、西九州自動車道と連結してネットワークを形成することで効果を発揮するという観点で、計画当時は西九州自動車道の唐津インター方面を目指していたものというふうに認識しているところでございます。

事業化へのプロセスでございますが、事業化に当たりましては、計画段階評価ですとか、環境影響評価、都市計画決定などの手続が必要になります。また、ルートにつきましては、国が行う計画段階評価において、候補となるルートを複数案提示して、地域の意見や経済性などいろいろな観点で検討されて、決定されるというふうな手続がございます。

こうした事業化の手続を円滑に進めるためには、先を見据えた地域の課題ですとか整備効果、そういった議論の熟度を深めることで地域の意見をまとめることが必要というふうに認識しております。

次に、事業化に向けた今後の取組でございます。

事業化に向けましては、まずはやっぱり唐津―相知間の現道の状況ですとか交通環境などについて、どのような課題があつて、将来の土地利用やまちづくりを見据えて、どのような道路整備が望ましいか、こういったことを地域で議論を深めていくことが必要というふうに思っております。

西九州自動車道のどこに接続するのか、構造とか、そういった中で議論されるものというふうに思っております。現在、地元の期成会の勉強

会においてこれらについて議論をしているところでございます。その状況については、期成会の関係者などへ報告しながら進められるというところで、議員も御出席された期成会でそのような説明があったかというふうに思います。

県といたしましては、将来を見据えまして、また、広域的な観点から、国、市町を交えた勉強会の場で意見を交わし、議論を深めていきたいというふうに思っております。

私からは以上です。

◎三角危機管理・報道局長 登壇Ⅱ私からは、防災庁設置の動きと県の取組についてお答えさせていただきます。

まず、防災庁の設置については、先ほど議員のほうから説明がありましたとおり、現在、国会で関連法案が審議中ということで、予定では今年の十一月に設置が見込まれるというふうに聞いております。

その防災庁におきましては、今後推進することとしている取組の一つに、「被災地のニーズを踏まえた「モレ・ムラ」のない被災地・被災者支援実現」のための産官学民連携体制の構築というのがあります。これは実は佐賀県の先導的な取組がモデルになったものというふうに考えております。

佐賀県では、令和元年、そして令和三年豪雨災害のときに、行政、社協、そして、県内外の災害支援CSO、これらが連携して随時変化する被災地のニーズに柔軟に対応するというをやってまいりました。さらに、その連携を進展させる形で、先ほどの三者に民間の企業さんを加えた四者で、今後の災害に向けて連携して被災地を支援していこうという取組、我々、「Quad Link」というふうに呼んでおりますけ

れども、こういった取組を全国に先駆けて実施しているところです。こうした我々の取組が防災庁の新たな取組の参考というふうになっております。

防災庁のほうの動きですけれども、現在、地方自治体における防災力強化の取組を加速化、充実化することを目的に、各都道府県の担当窓口となる「ふるさと防災職員」を配置しましたりですか、従来の防災・減災に係る取組の改善、防災対策の実効性の向上等を図るための新たな交付金、こういったものを創設されているというふうに聞いております。

佐賀県としては、こうした交付金をはじめとした国の動きについても随時情報収集しながら、引き続き、危機管理先導県佐賀として地域防災力の向上や事前防災の推進を図ってまいりたいと考えております。

以上です。

◎甲斐教育長 登壇Ⅱ私からは、県立学校における生徒の安全確保についてお答えをいたします。

議員から昨今の事故などについてお話がございました。本当にかげがえのない命が失われることは大変痛ましいことでありまして、やはり未来ある子供たちの命を守りたい、教育に携わる者として、その責務をしっかりと果たしてまいりたいと考えております。

まず、部活動遠征時における安全確保についてでございます。

教育委員会では、部活動移動における安全管理に関する取扱要綱を定めておりまして、公共交通機関の利用を原則とした上で、公共交通機関の利用が困難な場合には、一定条件の下、後援会等が所有するマイクロバスなどを教職員が使用して引率することを認めています。校長の事前承認の下、保険加入や運転経験・技能、車両の整備状況、保護者の同意

などの確認を行っています。

その際、マイクロバス等には必ず教職員が同乗して不測の事態に備えること、長時間・深夜運転は避けること、運転者が過去一年以内の重大な事故、違反がないことを確認することなどを求めています。また、安全運転研修会を実施しまして、部活動用マイクロバスなどを運転する教職員の受講を義務づけています。

今回の事故を受けてまして、改めて安全最優先の取組を行うよう県立学校に注意を行ったところです。

今後についてですが、先ほど申し上げました取扱要綱は、教職員によるマイクロバス等の利用に焦点を当てたものとなっておりますため、貸し切りバスやレンタカーも含む、部活動遠征時の移動に関する包括的なルールの方策を現在検討しているところでございます。学校現場での取組を徹底して、一層の安全確保に取り組んでまいりたいと考えております。

続きまして、修学旅行における安全確保についてお答えをいたします。

議員からは、他県の研修旅行における事故に係る文科省の見解についても御紹介がございましたけれども、本県における県立学校における修学旅行の実施につきましては、「佐賀県立学校の管理に関する規則」というものに基きまして、校長が事前に県教育委員会の承認を受ける仕組みとしておりまして、内容を精査し、必要に応じて指導を行っているところです。

各学校においては、教育委員会が別に定めた実施基準や留意事項に基づき、修学旅行中の事故の未然防止と安全確保を図るための取組を実施しています。

具体的に幾つか申し上げますと、旅行経路や交通機関、現地の状況などを事前に確認する。現地の医療機関などへ必要が生じた際の協力をあらかじめ依頼する。貸し切りバスを利用する際には、旅行業者を通して営業許可証の写し等を確認することなどを徹底しています。

また、引率につきましては、保健担当者を含め、生徒数に応じた基準というものを設定しております。

現地において、急な天候不良など事前の情報と異なる状況が発生した場合や緊急時に、速やかに判断、対処できるよう、校長、または副校長、教頭を団長としています。

保護者に対しても、修学旅行の目的、訪問先、活動内容、移動手段などについて事前に説明を行っております。

今後とも、各学校が生徒の安全を最優先として修学旅行を実施していくよう、安全確保の取組を徹底してまいりたいと考えております。

議員から、学校生活全般において安全確保をということのお話がありました。学校において、生徒一人一人が日々の活動において、健やかに安全かつ安心して学べる環境を整えるということが教育を行う上での基盤だというふうに私も考えております。

少し具体的なことを申し上げますと、各学校では、これは法に基づいてなんですけれども、毎年度、学校安全計画というのを定めております。生徒への安全教育を行うとともに、教員への研修などを実施しております。

学校として安全管理、危機管理体制を整備するのとあわせて、生徒自身がやはり学校外でも活動するわけですので、自らの安全を守るという安全教育も非常に大切と考えております。

どんなことを学校でやっているかといいますと、例えば、犯罪に巻き込まれないための防犯教室、こちらは警察署の方に来ていただいて、ネットやSNSですとか、特殊詐欺のほうに巻き込まれないようにするとかという昨今の状況に応じた防犯についてお話をいただいたりしています。また、交通安全であったり、先ほどもありましたけれども、これからの季節、水辺に近づく機会も増えますので、そういったことについての注意喚起などございます。

こうした取組、注意の呼びかけにつきましては、その時々状況、時代の変化もあります。地域の状況によっても違うと思います。不断の見直しというを行っているところで。県教育委員会として、安全教育の実施、安全・安心な教育環境づくりに今後とも努めてまいりたいと思います。

私からは以上でございます。

◎田中秀和君 登壇Ⅱ再質問をさせていただきます。

その前に、まずは教育長、本当に子供の命を守るという観点で、今回の事故等を受けて、これまで以上にしっかりと再検討していただいて、やっぱり責任の所在において、学校を離れるとどうしても誰がどのように対応していくかということによって油断が出てくる場面も多々あっております。どうかその辺もあわせながら、しっかりと子供の命を守っていただくようによろしくお願いいたします。

また、武雄アジア大学関連においては御答弁ありがとうございました。一期生で三十七名の学生の皆さんが——今じゃないと思うんですよ。この子たちが四年後、卒業していくその出口の場面においてこの大学が評価されるのであって、それに向けてしっかりと立て直していくこと、そし

て、そこを佐賀県が、しっかりと学校側も、武雄市さん側にも支援体制をさせていただくというところをぜひともお願いしたいなと思っていますので、よろしく願いいたします。

防災局と防災大学の誘致の件でございます。知事ありがとうございます。

知事のほうから大臣に二つの提案ということで、佐賀県と一緒にやりませんかということを言われたということですけれども、それに対する大臣の受け止めを少しお話ししていただければありがたいなと思いますし、また、佐賀の強みをお話しされたということで、私たちもこの前視察に行つて、そのときは設置準備室の参事官補佐の方だったんですけれども、九州大学を出られて、唐津のアザメの瀬で研究をされていたという方で、特に親身にお話しさせていただいて、その中でも、ここに書かれている佐賀の強み、CSO、先ほど言われた連携等を話したら、そんな取組をやっているんですかといって、ぜひ一度また勉強させてもらいたいねという声をどんどんいただいたんですよね。ですから、そういった意味では今後、ぜひともこの動きをさらに強めていただいて、防災局、防災大学の誘致活動をやっていたればありがたいなと思いますので、もし知事、お話しできればお話ししていただければありがたいなと思っています。

それと、唐津道路の相知——長部田間のルートの件です。

普通、要望活動というのは、ルートが決まって、そこをお願いしますねということとで前回の質疑の中でもかなり強く議員さんのほうからありましたけれども、まだ決まっていますというだけの答弁でした。何かそれは分かりにくかったんですね、そのときの話を聞いていて。今

日お話を聞かせていただいて、今までの要望活動の中で、三十年もの時間が経過した中で、道路環境が変わってどこにつながるかを再検討していくというその段階に来了ということでした。

ただ、A地点、B地点、C地点、唐津インター、唐津千々賀山田インター、北波多インター、どこに目がけていくのかというのが決まらず、要望がされるのかなと僕は思っているんですよ。事務的な話は先ほど言われたような話です。計画段階評価に上がって、その中でルート選定がされていくというのは事務的には分かるんですけども、要望活動をする者、そして要望を受ける側、そして熱量、熱意、これはやはりしっかりとルートを、接続地点を、方向性を見極めて、そして、それによって要望活動していくということが本来の形ではないかなと思いますので、そういう形の中で接続点をやはり早急に決めていく、そして、その接続点にどのように佐賀唐津道路をタッチさせるのか。二〇三号バイパスという観点だと、一回降りて一回上る、要するに道路に接続して、それからまた道路に上るといような形で考えられていたと思うんですね。だから、それがやはり今、そういった道路なんて使い勝手が悪いし、しっかりとタッチさせるといような形の中で、そこまで計画して初めて要望に力が入り、そして、その要望が確実になっていくと思うんですけども、その点について横尾部長の御見解をお願いいたします。

以上で二回目を終わらせていただきます。

◎山口知事 登壇Ⅱ田中議員の再質問にお答えします。

防災庁、そして防災大学の誘致について、大臣の見解などはどうでしたかというお尋ねでした。

赤澤大臣、今、経産大臣をされていますけど、当時は防災庁設置準備

担当大臣だったと思いますけど、それから、せんだっては牧野大臣とお話をさせていただきました。

総じて私の感想ですけれども、我々の特徴は先ほど答弁したように、災害対策本部などオペレーション重視の佐賀県の仕事の仕方ということと、CSOとか赤十字とか、そういったところと日常から連携して、有事というか、災害時も対応しているという、この大きな二本があるわけですから、このCSOとの連携、「Quad Link」もそうですけれども、そういった話は非常に関心をお持ちというか、それはすばらしいということで評価をされていて、国としての政策にも取り入れられていて、それが横展開されるということであるわけですから、もう一方の、いわゆる実動機関、自衛隊、警察、消防、海保などと我々が常日頃から連携して即応型の救える命を救うということに関しては、あんまり反応されなかったというのが私の率直な感想なんです。

いろいろ自分なりに考えてみると、今回できる防災庁というのは、例えば事前防災だとか復旧とか、平時からの活動というところは充実されていくんだろうなと思いますが、いわゆる初動の対応とか、そういう実動省庁との連携というのは、内閣官房危機管理室、私がいたところですが、それでも、そういったところが相変わらず担うのかなという、その辺りの防災庁というものの本来的なミッションというのは何なのかなと私は思った次第であります。

ですので、これからまたさらに国は検討されていくと思いますので、我々としても危機管理先導県としてコミットして、先ほど申し上げたように、国の防災力、危機管理能力も高まる、そして我々も相まって高まると、そういう姿を目指していきたいと考えます。

◎横尾県土整備部長 登壇Ⅱ私には、佐賀唐津道路の唐津―相知間について、ルートだとか構造を決めて国に要望すべきではないかというお話でございました。

まさにルートとか構造を決めるために、そのルートに対して地元とかでいろんな意見があるから、それを決めるために勉強会で議論をしようということになっているというふうに私としては受け止めておりますので、その勉強会での議論の中で、どのルートが地元としていいのかというところを、土地利用だとかまちづくりだとか現道の状況とか、いろんなところを含めて意見交換された上で地元としてどのルートがいいのかというのがまとまっていくのかなというふうに思っておりますので、県としては、広域的な視点、そして、将来を見据えた立場で意見交換をしていきたいというふうに思っております。

◎副議長（古賀陽三君） 暫時休憩します。

午後二時五十五分 休憩

○ 開 議

◎議長（宮原真一君） これより会議を開きます。

休憩前に引き続き一般質問を行います。

◎青木一功君（拍手） 登壇。自由民主党の青木一功でございます。

今朝方、五歳の息子に、今日質問するからどうするねと聞いたら、行きたいと言ったんですが、ただ、幼稚園のお迎えから習い事の間、本当にこの短い時間で傍聴できるのかなと思いましたが、できました。ありがとうございます。

質問に入ります。

一項目め、佐賀駐屯地についてです。

来月の七月九日で佐賀駐屯地開設から一年を迎えます。四月に開催された記念式典には私も参列をさせていただきました。式典では青山司令の駐屯地の佐賀にかける思いを拝聴し、大変心強く思いました。

これまで佐賀駐屯地では、九州各地に点在する自衛隊施設などで飛行訓練を重ね、練度向上に取り組まれてきたと思います。

今月からは奄美大島周辺にも飛行範囲を拡大し、いよいよオスプレイの真価が発揮される南西方面への訓練が充実していくことで、佐賀駐屯地の国防へのさらなる貢献を期待しているところです。日夜厳しい訓練をされる隊員の方々の御安全を願い、次の点について伺います。

一点目、開設後一年を迎えるに当たったの知事の所感と駐屯地の連携についてです。

昨年の十一月議会で、佐賀駐屯地との連携の中で、災害対応や広域医療搬送などに生かしていくことを検討していると私の質問に対して知事は御答弁をされました。

駐屯地の開設から一年を迎えるに当たったの知事の所感と、駐屯地との連携について、現在の検討状況について伺います。

二点目、防衛省とのやり取りに関する公文書開示についてです。

報道では、市民団体からの公文書開示請求に対し、県が部分開示をされた文書について、県情報公開・個人情報保護審査会が改めて開示決定を行うべきという答申を行ったとありました。

私はこの多くの機密を取り扱う防衛省とやり取りをするメールや文書については、我が国の安全保障の観点からも外部に極力開示しないほうがいいのではないかと考えています。したがって、公文書開示請求があっても、黒塗りにする部分が見られるのはやむを得ないと思います。

開示は県条例に基づき、公開範囲を決定することになっており、知事は国と調整した上で、できる限り開示されると報道機関の質問に対しお答えになっていたと思います。

そこで、防衛省とのやり取りに関する公文書開示について、我が国の安全保障の観点から、開示請求があっても一定黒塗りで開示していくべきだと考えますが、知事の見解を伺います。

二項目め、森林の保全についてです。

質問に入る前に、この項目に関連する件について一定数の県民からの声が届いており、要望を申し上げておきたいと思います。

近年の外国人増加に伴い、顕在化してきている諸問題についてこれまでも議会で取り上げてきました。佐賀県では、昨年、外国人増加率が全国三位となり、現在も外国人労働者は過去最多を更新しています。急激な外国人増加により生じる様々な課題について対策していかねばならないと感じています。

今回、声が届いた件について、最近、佐賀市内にモスクが開設され、近く新たにもう一カ所、モスクの開設が計画されているところです。県や佐賀市へもそれぞれ問い合わせがあっており、拝見すると、そのどれもが不安や反対の声ばかりでした。私のもとにも、モスク内で何が行われているのか分からないので不安といった声や、外国人が集まること自体が不安だという声、そして、そもそも外国人が増加していることへの不安や反対の声が届いています。当然、私自身も外国人の総量規制に対して早急に国に対策をしていただきたいと強く願っている者の一人です。

我が国の憲法で信教の自由が保障されている以上、県としてモスク開設に対して直接的な措置を講じることはできないと認識しますが、地域住民の不安を軽減するために県も取組を進めていただきたいと、ここでも要望しておきます。

それでは、質問に入ります。

我が国では、外国人や外国資本による土地取得に対して、いまだ明確で実効的な規制がほとんど存在せず、日本国籍を持たない個人でも、国内の土地の購入が可能であり、法人名義であれば、より目立つことなく土地を取得できるなど、法律や条例がしっかりと機能しているとは言えません。特に注視すべきは中国の存在であり、様々な思惑を持って、したたかに行動していると思えることから、高市政権の下、力強い外交や法整備を願ってやみません。

平成二十年頃から北海道などで利用目的が明らかでない水源地周辺の森林の買収事例が社会問題化し、水資源の買い占めにつながるのではないか懸念されています。

さらに、豪雨や渇水など、災害の激甚化、頻発化によって水源地の安

定的な機能維持が難しくなっていくのではないかと指摘もあります。

このような水源地をはじめ、森林や沿岸部、空港周辺、自衛隊施設の近隣など、重要な地域が外国資本に取得される事例が増えていることも事実であり、国民の多くは見えない侵略の実態を知らされぬまま、どこかの国籍の者か、どこの国の資本かも分からない土地が今後、現状のままでは増えてくるのではと強く懸念しており、ここ佐賀県内においても同じ問題が顕在化していく可能性も否定はできないと思います。

当然、国の法整備が急務であることに変わりはありませんが、地域や自治体から守れるところはしっかりと対策を講じて、守れるようにしていくことが、県民の生命や財産を守ることに繋がっていくのだと確信をしています。

このような中において、北海道、埼玉県、群馬県など、利用目的が明らかでない森林買収の抑制や適正な森林管理を促すために、森林の土地取引を事前に把握し適正な土地利用について助言ができる、水源地保全に関する条例が全国各地で制定されています。

ここ佐賀県においても、本年二月議会において、「佐賀県豊かな山を未来へつなぐ条例」が制定され、既に四月一日から施行されており、十月一日からは森林の土地取引において、新たに事前届け出が必要になることとなっています。

本条例により、利用目的がはっきりとしない外国資本による森林の土地取引や無断開発の抑制につながるものと期待したいところではあります。本条例の目的や基本理念に書かれている文言を見ると、外国人や外国資本に対して十分に機能するとはどうしても考えられず、手ぬるいのではないかと感じてしまいます。もちろん、県が法律を超えた

機能を有する条例を制定することはできません。ただ、それでもどうにかできなかったものかと感じてしまいます。

佐賀県においては、さきに条例制定をされた県の条例を参考にして本条例をつくられたのだと察しますが、佐賀県としてのオリジナリティーを持たせることについては、全くもって前向きではなかったのだろうと思います。

ただ、条例が制定されて間もないということもあり、今後、本条例がしっかりと機能していくことを期待して次の点について伺います。

一点目、条例制定の背景と狙いについてです。

申し上げてきたとおり、外国資本などの土地取引についても抑制できることを期待する条例として、全国的にも制定されてきたのが本条例であると考えています。

そこで、佐賀県において条例を制定した背景と狙いはどのようなものか伺います。

二点目、対象区域と今後のスケジュールについてです。

事前届け出の対象となる区域設定について、どのように考えておられるのか。また、十月一日から土地取引の事前届け出制度が開始をされますが、今後のスケジュールについてはどのようなになっているのか伺います。

三点目、条例制定の効果についてです。

条例により、どのような効果を期待されているのか。また、届け出後の土地の利用状況について、例えば、届け出された土地について独自調査やモニタリング、また市町との情報共有、そして森林組合などへのヒアリングなど、届け出後についても県としてできることは積極的に取り

組んでいく必要があると思います。

条例は制定して終了ではなく、条例の規定が守られているのかどうかを実務レベルにおいて県としてチェックを怠らずに行っていくことで、条例の本来の意義が果たせるものだと思いますが、県では届け出後、どのように確認していこうとされているのか伺います。

最後に三項目め、自転車の安全利用についてです。

平たんな地形が多い佐賀県の土地柄では、多くの県民の手軽な乗り物が自転車であり、佐賀市の中心部でも朝早くから多くの方々が自転車で通勤通学されているのを見かけます。

佐賀県内における自転車が関係する人身交通事故の発生件数は令和八年五月末現在で九十五件、前年同期比では十三件減少していると承知しています。

一方で、一部の県民からは、学校から勢いよく飛び出してくる学生が危険である、また、並進する自転車を多く見かけるなど、自転車利用者のルール遵守を求める声を耳にしているところであり、自転車を取り巻く交通情勢は依然厳しいものであると認識しています。

そのような中、本年四月には十六歳以上の自転車利用者による一定の交通違反に対して、交通反則通告制度、いわゆる青切符制度が適用される改正道路交通法が施行され、全国的に各県内における交通指導取り締まりの状況や検挙状況などについて大きく報道されていると承知しています。佐賀県においても、自転車利用者による交通違反が一定数検挙されていることと思います。

適用されて間もないため、自転車利用による交通違反の細かな内容を熟知するのは難しいこともあり、これから検挙を通じて自転車の安全利

用と青切符制度について少しずつ学んでいく必要もあると感じています。

一方で、制度を周知するための広報活動や自動車運転免許を持たない若い世代に対して交通ルールを理解してもらうための効果的なアプローチも重要であると考えているところです。

県警察には、こうした自転車を取り巻く実情を踏まえた課題を的確に捉え、効果的な対策を講じ、全ての道路利用者が安心して通行できる交通環境を整備していただきたいと願っています。

そこで、次の点について伺います。

一点目、県内の自転車による交通違反の検挙状況についてです。

改正道路交通法施行後の自転車の交通違反の検挙状況はどんなになっているのか伺います。

二点目、自転車の安全利用に向けた取組についてです。

自転車の安全利用に向けたこれまでの取組で見えてきた課題はあるのか。また、今後どのように取り組んでいくのか伺います。

以上、一般質問を終わります。（拍手）

◎山口知事 登壇Ⅱ青木一功議員の御質問にお答えします。

佐賀駐屯地について、開設後一年を迎える所感と駐屯地との連携についてお尋ねがございました。

まず、私の所感を申し上げます。

四月の創立記念式典のときにも申し上げましたけれども、国防は重要であり、その負担は国全体で分かち合うべきものと認識しつつも、県民の安全・安心に関わる重要な課題でありますことから、時間をかけて一つ一つ丁寧に対応してまいりました。

漁業者をはじめ、駐屯地に係る全ての皆さんとの十年にわたるこ

れまでの積み重ねや、期待、葛藤、それぞれの大切な思いが詰まった歴史を経て今があると思います。

開設からもうすぐ一年となりますが、防衛省が示した運用計画に基づいた訓練が実施されているものと認識しています。飛行の安全は駐屯地と県民との信頼関係の基盤となるものであります。引き続き慎重にも慎重を重ねて安全を最優先に対応していただきたいと思っています。

隊員と地域の方々との交流も進んでおりまして、これからも、地域を知り、認め合い、寄り添い、声をかけ合う中で、さらに信頼を積み重ねていきたいと考えます。

次に、駐屯地との連携について申し上げます。

災害対応などへの連携につきましては、佐賀駐屯地を地域防災計画上の航空輸送施設として位置づけておりまして、佐賀駐屯地と連携した防災訓練などの実施について調整を進めております。

また、先ほど田中議員にもお答えさせていただきましたが、「佐賀県実動機関トップ連絡会議」を開催しておりますけれども、せっかくの十五回目、前回の会議ですけれども、そこから佐賀駐屯地の青山基地司令にも御参加いただいております。

広域医療搬送の検討状況につきましては担当部長から答弁させます。

次に、防衛省とのやり取りに関する公文書開示についてお答えします。山口県政は、できる限り公開していくことが原則です。公文書の開示に当たりましては、国の機関など、他者、相手方から公開を控えるように要請があれば、それも踏まえて対応しております。

防衛省とのやり取りに関する文書等についても、防衛省が公開できないと主張したことから、防衛省と協議を行った上で部分開示を行ったも

のです。

なお、開示結果に不服があるとして審査請求があった場合は、外部委員による審査会に諮り、その答申に沿った対応を行うこととしています。防衛省との協議等の詳細については担当部長から答弁させます。

◎前田政策部長 登壇Ⅱ私からは、佐賀駐屯地に関する質問のうち、広域医療搬送の検討状況と、公文書開示に関する防衛省との協議の詳細についてお答えします。

佐賀駐屯地の開設以降、駐屯地との連携の一つとして広域医療搬送について協議を進めています。

この広域医療搬送とは、被災した都道府県内の医療搬送では十分な医療の提供ができない場合に、離れた都道府県まで患者を搬送することです。そして、その搬送拠点が航空輸送拠点臨時医療施設——SCUと呼ばれております。

SCUは、大規模災害時の航空機による広域医療搬送に際し、患者の症状の安定化や搬送のためのトリアージを実施する臨時の医療施設として、被災地域及び被災地域外の空港や自衛隊基地などに臨時的に設置されるもので、SCUとしての佐賀駐屯地の活用について検討を行っているところです。

具体的には、今年三月に担当部局のほうで佐賀駐屯地を訪問しまして、オスプレイの特徴やSCUとしての佐賀駐屯地の活用について意見交換を行いました。また、来月には、SCUの設置運用に当たっての佐賀駐屯地との連携の可能性を検討するため、DMATを統括する医療スタッフとの意見交換を予定しております。

県としましては、今後も佐賀駐屯地との様々な連携について研究して

まいりたいと思います。

次に、防衛省とのやり取りに関する公文書開示についてです。

県では、情報はできる限り公開することを原則としておりまして、防衛省とのやり取りに関する公文書についても、そうした姿勢で防衛省と協議を行っております。

しかしながら、防衛省からは、公にすることにより相手方や他の機関との信頼関係が損なわれるおそれがあるものや、防衛能力や部隊の練度が推察され、任務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるなどの機密性が高い情報もあるということで、開示できないと主張される文書もございます。ただ、それらの文書についても、防衛省の説明をそのまま受け入れるのではなく、開示できない理由を防衛省に丁寧に確認した上で、これは何とか開示することができないかとか、これは開示しても問題ないのではないのでしょうかということで再度協議を行っております。

こうした協議を重ねた上で、なお防衛省として開示できないと主張されるものについては、県が一方的に公開できるものではないと考えておりますので、こうしたものは部分開示という形になります。

防衛省にも様々な事情やお考えがあると思いますので、きちんとお話は伺った上で、情報はできる限り公開していくという県の姿勢は防衛省に対してもこれからも訴えてまいりたいと思います。

私からは以上でございます。

◎井手農林水産部長 登壇Ⅱ私からは、森林の保全について答弁します。まず、「佐賀県豊かな山を未来へつなぐ条例」についてですが、豊かな山は水を育む水源涵養機能を持ち、土砂災害を防ぐなど、山間部にとどまらず、平野部や沿岸部に暮らす人々にも広く恩恵をもたらす源流で

ございます。

佐賀県は、「森川^{もりかわ}海人^{かいと}プロジェクト」などを通じて山と向き合い、その価値を大切に守り続けてきました。一方、平成二十年頃から、利用目的が不明確で地域への説明や調整が不十分な山林取引が全国的に社会問題となっております。

本県におきましては、そうした事例は確認されていないものの、豊かな山の恵みを次の世代へつないでいくため、この条例を制定することとしました。

条例では、取引の事前届け出を義務づけるとともに、利用目的の確認や助言を行うことにより無秩序な開発を防ぎ、地域の不安の軽減を図ることを目指しております。

次に、対象区域と今後のスケジュールについてですが、対象区域は、水源を守り、災害を防ぐため、森林法第五条に基づき、森林として適切に保全、利用していく区域とされている場所でございます。あわせて、これらと一体で保全していく必要がある周辺区域も対象としています。

今後は、今年七月上旬までに山の保全区域案をまとめ、八月上旬までに市町長への意見照会を行う予定です。その後、八月下旬までに公告縦覧と土地所有者などの利害関係者からの意見受付を行い、九月上旬までに保全区域を指定、告示し、十月一日から事前届け出制度を開始する予定です。

次に、条例制定の効果につきましては、この条例により土地取引の契約前に買い手や利用目的を事前に確認できるようになります。その上で、利用目的に応じて関係法令に基づく手続や地元との調整状況を把握し、所有者に必要な対応を助言することで、より適切な土地利用につなげて

いきたいと考えております。また、取引の透明性が高まることによりまして、利用目的が不明確な土地取引の抑制にもつながるのではないかと考えております。さらに、取引後の開発行為についても、森林法などの関係法令に基づき、許認可や監督を通じて適切に確認していきます。

こうした取組は、例えば、筑後川のように県境を越え、広域にわたるものでありまして、九州一体で進めていくことが効果的であることから、九州知事会において、山口知事から各県に呼びかけを行われております。熊本県においては、この呼びかけに応じ、同様の取組を進めていただいております。

今後、九州各県に対し、その必要性を呼びかけ、九州一体となって山の保全と活用につなげていきたいと考えております。

私からは以上です。

◎福田警察本部長 登壇Ⅱ自転車の交通違反の検挙状況についてお答えします。

議員御指摘のとおり、本年四月、十六歳以上の自転車の運転者による一定の交通違反に交通反則通告制度を導入することなどを内容とする改正道路交通法が施行されたところであります。

本年四月から五月末まで、施行から二カ月間の県内における自転車の交通違反の検挙状況を見ますと、七十六件、七十六人という状況にあり、このうち、改正法に基づく交通反則通告制度、いわゆる青切符制度による違反の検挙は六十五件、六十五人という状況にあります。

検挙状況について、その違反種別を見ますと、自転車運転時の携帯電話等の使用等が六十五件、六十五人、酒気帯び運転が九件、九人となっております。また、違反者について、その属性を見ますと、大学生が三

十六人、高校生が十三人という状況であり、大学生と高校生で全体の六四％を占めております。

自転車の安全利用に向けた取組についてお答えします。

本年四月に自転車の青切符制度が導入されたことも踏まえ、県警察におきましては、自転車の安全利用に向けた取組に力を注いできたところであります。

そして、自転車の交通違反の検挙状況については御説明したとおりであります。四月以降、この二カ月間の指導取り締まりにおいて、地区や時間帯によつては、徐々にではありますが、自転車の交通ルールや交通マナーに一定の改善が見られる一方で、さらなる対応を要すると考えられる課題についても、より明確になっているように思われるところがあります。

例えば、御説明したとおり、違反者の六四％が大学生、高校生であるという実情を踏まえすと、悪質、危険な行為の厳正な指導取り締まりの一方で、大学生、高校生にターゲットを絞った取組がさらに必要であるものと考えております。

そこで、自転車に関する交通ルールや交通マナーを改めて周知し、理解、実践してもらうため、大学生に対しては大学の構内において自転車を利用する学生に、直接リーフレットを配布して説明するなどしており、また、今後はこういった取組に加え、学生ボランティアと協働した対策についても検討したいと考えております。

また、高校生に対しては、毎年、県下の六つの高校を自転車マナーアップモデル校として指定し、自転車の安全運転のための取組を続けているところですが、このうち、昨年度のモデル校である太良高校

においては、学生の皆さんの発案により、四月から自転車通学の条件としてヘルメットを着用することとされたものと伺っております。

今後も、こういった取組に加えて、例えば、駅の駐輪場における取組やSNSによる情報発信など、議員御指摘のとおり、特に若い世代に対する効果的なアプローチを重視することにより、自転車のルール遵守とマナーアップについて、より広く、その理解と実践を促してまいりたいと考えております。

議員御指摘のとおり、自転車の利用者を含め、全ての道路利用者が安全に安心して通行できる道路環境の実現は県民共通の願いであると考えております。

県警察としましては、県内における関連する交通情勢や実情を細やかに把握しつつ、また、これまで措置してきた各種の取組の効果や影響なども慎重に評価しながら、課題をより明確にした上での確な対応を講じること努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

◎青木一功君 登壇Ⅱ再質問を行います。

もう本当に聞いていて、何か答弁が不誠実極まりないですね。農林水産部長、私は昨年も言いましたよね。これは当時、県土整備部長ですよ。外国人や外国資本による土地取得、これは重要土地等調査法等について早く決定したほうがいいんじゃないかと、知事にも答えていただきましたが、今回、私がこの問題を指摘しているところは多分御存じだと思いますよ。外国人や外国資本による土地取得、国でも問題になっていきますよ。佐賀も人ごとじゃないですよ。

という中で、その文言が一つも出てこないってどういうことですか。

そこに言及しているのなんかあからさまでしょう。私、要はそのことしか問題提起していいですよ。だから、そこをやっぱり答弁の中で一つも——そんなに外国資本に気を遣う必要ありますか。国はそれだけ力を入れてやっている、自治体がこんなに弱腰で例えはやったとして、もちろん文言に条例上書くのはできないと思いますよ。

ここにあります。これは「事前届出が必要になります！」とありますね。ここに、「なぜ必要？」かというところの中で、先ほども部長、ちよつとお話しになりましたね。近年、利用目的がはっきりしない、地域の安全保障への影響が心配されますと、水不足や土砂災害。これはだって、括弧外国資本みたいなことだと思いますよ。だから、そこを私が昨年も取り上げた、今も取り上げている。そのことに關して、その言葉が一つも出てこない。

私たちは、批判されるかもしれませんが、外国人や外国資本に問題が顕在化している中で、それでもやっぱり発言をしなきゃいけないんですよ。発言をしている、政治生命をかけてやっている、そのことに對して、部長、そのことに一つも、一言も言及されない。これは本当、不誠実極まりないと申し上げておきます。

質問します。

ここに書かれていますね、狙いというか、この中で、「なぜ必要？」、このことは、外国人や外国資本による土地取得のことを言いたい部分もあるかと私は思いますが、その点についてどう思いますか。これが一点目。

そして次は、この本条例が外国人や外国資本による土地取引に對して効果があると思われるのか、この二点、明確に答弁をお願いします。

残念です。

◎井手農林水産部長 登壇Ⅱ青木議員の森林保全の再質問に關してお答えします。

外国人と外国資本ということにつきまして、それにかかわらず、この条例の目的に沿って、条例で毅然として對処していくという前提でありまして、国籍も關係なく利用目的をしつかり確認していくと、この条例の趣旨を徹底していくということでございます。そういう趣旨でございます。よろしくお願いします。（「効果があるかということについては」と青木一功君呼ぶ）

効果があるかにつきましては、基本的にこの条例の趣旨にのっとり、これは罰則規定もありますので、例えば、届け出義務違反や虚偽報告、立ち入り調査の拒否などを行われた場合には罰則規定を設けておりまして、そういうものに該当した場合には条例に定めた必要な対応をいくということ、この条例に反した人につきましては、この効果が及んでいくということです。

◎岡口重文君（拍手）登壇Ⅱ「自民ネクストさが」の岡口でございます。もうしばらくお付き合いをよろしくお願い申し上げます。今回は三問について質問したいと思しますので、早速質問に入りたいと思います。

一項目めは、伊万里港浦ノ崎地区の利活用について伺います。

伊万里港浦ノ崎地区の利活用については、これまで一般質問や常任委員会で取り上げてきたところでありますが、地元からは、具体的な取組が進んでいないとの声を聞くことが多くなりました。

港灣しゅんせつ土砂を活用した浦ノ崎地区の埋め立てそのものは着実に進んでおります。最も早い工区では覆土が終わり、軟弱地盤であるこ

とから沈下を見込んだ盛土が進められており、外見上は既に土地になっている状況であると思います。

浦ノ崎地区は、全ての埋め立てが完了すれば、八十ヘクタールを超える広大な用地が生まれることになります。未来を開く伊万里港発展の鍵となる浦ノ崎地区の利活用がどのように図られていくのか、地元の関心は非常に高いものがあります。

その地元でも、洋上風力発電関連産業の誘致を念頭に、「伊万里ウィンドパワープロジェクト」を立ち上げ、浦ノ崎地区の可能性とその利活用について研究を重ねており、今年度の伊万里港湾協会等の総会でも、浦ノ崎地区の利活用について活発な議論がありました。

また、洋上風力に限らず、浦ノ崎地区については関心を示す企業も多く、県、市、地元企業には様々な問い合わせがあっていると聞いております。

加えて、最近の国の動きとしては、日本成長戦略本部で掲げられた十七の重点戦略分野に「造船」と「港湾ロジスティクス」が含まれ、それぞれ検討が進められております。国を挙げて検討を進めようとしているのが、まさに、国内でもまれな水深十八メートルの良港と広大な用地を有する浦ノ崎地区にとつてのチャンスであり、これを逃がさないために、こうした国の動きに合わせて、いざというときに浦ノ崎が活用できるように、準備をしておく必要もあると考えます。

そこで、民間の引き合いや国策の動きに即応できるよう、例えば、県有地として登記するなど、浦ノ崎地区の利活用について、具体的に検討する時期に来ているのではないかと考えるわけで、可能性が広がる未来への投資であります。県としてどのように考えているのかお尋ねを申し

上げます。

次に二項目め、園芸農業の振興について伺います。

県では、令和五年八月に策定された「佐賀県『食』と『農』の振興計画二〇二三」において、収益性の高い品目への転換や技術の導入、規模拡大などにより、経営力を磨き、若い人たちが農業に魅力を感じるような所得を稼ぎ、また、その姿を見て新たな担い手が確保され、地域、産地、農業が未来へつながるといった好循環の拡大に向け、農業・農村の振興に取り組んでいます。

こうした中、県では、これまで先人が築き上げてきた水田農業を大切にしながらも、収益性が見込まれる園芸農業の振興にも一層の力を入れていくこととされ、令和元年度から、農家をはじめ、市、町やJAなどの関係者と一体となって、園芸農業産出額八百八十八億円を目指す「さが園芸888運動」を展開されており、この運動は、令和五年八月に策定された「佐賀県『食』と『農』の振興計画二〇二三」においても引き継がれ、今年で八年目になります。

この間、特に稼ぐ農業を実践する担い手の確保、育成に注力し、トレーニングファームなどの設置から、そうした担い手の受け皿となる園芸団地の整備といった一連の仕組みづくりをはじめ、園芸ハウスの整備や省力化機械の導入など、担い手確保や経営発展の支援はもとより、生産面では、収益性の高い「いちごさん」や「にじゅうまる」の作付推進、さらには果樹園地の継承を推進し、近年では焼酎原料用サツマイモの生産といった新たな品目にもチャレンジするなど、県内各地で園芸農業の好循環を生み出すよう、着実にその振興を図ってきています。

しかしながら、近年、ハウスの新設整備費は上昇し続けており、また、

最近、私は地元のキュウリ農家から、近年の物価高騰で経営費がとて高くなくなって経営が難しいとか、イチゴ農家からは、夏場の高温で苗の生育が遅れ、高単価で販売できる年内の収穫量が伸び悩んでいること、そして、梨農家からは、暖冬続きで春にきちんと芽が動き出さないなどといった厳しい声を数多く聞かされております。

さらに、直近では、中東情勢の緊迫化を受け、三月上旬までは全く想定し得なかった資材費の急騰の影響も受け、安定した園芸農業が難しくなっているようで、私は、こうした園芸農業を取り巻く情勢を踏まえると、農家の皆様に稼げる園芸でもう一頑張りしてほしいと声をかけていいのかどうかためらうときもありますが、どうにか乗り越えてほしいと思います。

園芸農業は、新規参入の若者にも比較的小面積で農業経営が開始されるなど、農地、資本、労働、技術も集約型の農業で、佐賀県での農業参入の間口も大きく広がっていることから、私は、施設整備費をはじめとした資材費の高騰に対応した経営コストを抑制しつつ、気候変動への適応にもしっかりと取り組み、県が持続的でしっかりと稼ぐことのできる魅力ある園芸農業を力強く振興していかなばと強く感じます。

先ほど述べたような情勢もしっかりと踏まえて、ピンチをチャンスに変えて、県は今後どのように園芸農業を振興していくのか伺います。

次に三項目であります。看護職員の確保について伺います。

佐賀県においては、二〇三五年から二〇四〇年頃にかけて医療需要のピークを迎えることが想定されています。こうした将来を見据え、県民の生命及び健康を守るためには、増大する医療需要に適切に対応できる体制の確保が必要であり、その中核を担う看護職員の確保及び県内への

定着を図ることが重要であると考えます。

しかしながら、少子化の進行等を背景として全国的に看護学校への入学者数は減少傾向にあり、県内の看護学校においても同様の状況が見受けられます。看護学校は、地域の医療機関への看護職員を供給する重要な役割を担っており、看護学校への入学者数の減少は、地域医療を支えていく看護職員の確保に影響を及ぼすおそれがあるのではないかと大変懸念をしています。

また、地域の医療機関からは、看護師を採用しても数年で離職に至るケースが見受けられるなど、看護職員の定着が難しいといった声も度々聞いております。

看護職は人命に直接関わる責任の重い職種であり、業務に伴う身体的、精神的負担も大きいと思います。今後、労働力人口の減少に伴い、あらゆる分野で人材不足が一層深刻化することが見込まれる中、看護職員の確保をいかに進めていくかが重要と考えます。

看護職員の確保は、中長期的な視点に立った取組が必要であり、短期的に成果が得られるものではないことは承知していますが、県としても将来にわたり、地域医療提供体制を維持していくためには着実に取組を進めていく必要があると考えております。

そこで、次の点について伺いたいと思います。

まず、現状と課題についてであります。看護職員の確保に係る本県の現状及び課題についてどのように認識をしているのか伺います。

それを踏まえ、今後の取組についてありますが、看護職員の確保に向け、今後どのように取り組んでいくのかお尋ねをして質問を終わります。（拍手）

◎山口知事 登壇Ⅱ岡口重文議員の質問にお答えいたします。

伊万里港浦ノ崎地区の利活用についてです。

浦ノ崎は、前面に深さが約十三から十四メートルという大水深を有し、将来的には約八十ヘクタールもの広大な用地となります。まさにポテンシャルにあふれた場所で大切な佐賀県の財産です。

そして、浦ノ崎が位置する伊万里港は、成長著しいアジアの活力を取り込める可能性に満ちた港であり、この浦ノ崎が生かせれば、伊万里港、ひいては佐賀県の発展につながると認識しています。

この浦ノ崎は、その生かし方によっては伊万里港が大きく飛躍する、いわば未完の利器と言える存在だと認識しています。

では、どう活用するかということであります。生かし方という観点では、議員からも御指摘のありましたように、県内外の民間企業の間でも様々な検討が行われていると私も聞いております。

で、この浦ノ崎という場所です。ここは航路や泊地などの整備を進めるためにしゅんせつした土地を埋め立ててできつつある土地です。私も六月八日に現場を見に行きました。広大で無限の可能性があるなど再認識したわけですが、簡単に言うのと三面あるわけですね、Ⅰ期の一工区、二工区と、Ⅱ期ということ。このⅡ期のほうは、枠の中にまだ海面が見えている状況ということです。Ⅰ期の一区と二区は、見た目上は土砂で埋まって、水と混在しているようなところなんですけれども、Ⅰ期一工区に私も車を進めようとして入りましたけれども、途中で車輪が空回りするぐらいまだじゅくじゅくしておるということで、途中までしか入れなかった状況です。そういう状況でありますので、これは自然沈下とかいうのを待っていくと何十年もかかるというふうに聞きました。

ですので、これを例えば、早速すぐに何かに使おうとすると地盤改良が必要で、莫大な費用を要するのもこれは事実ということで、大型の資金導入が必要となります。ですので、即時の可能性ということを考えますと、例えば、大型民間企業の自己投資だったり、国の戦略に応じた大型国家プロジェクトと連携することなどが考えられると私は認識しています。なかなか簡単ではありませんけれども、県としても、各方面と、今も含めて常にその可能性を探っております。

浦ノ崎は県にとって大切な場所であります。その活用法につきましては、結果に結びつくべく方法を常に意識し、努力を重ねていきたいと考えています。

◎金丸健康福祉部長 登壇Ⅱ私からは、看護職員の確保について二項目お答えを申し上げます。

まず、本県の現状と課題についての私の認識です。

県民への医療提供に当たって看護職員は必要不可欠であり、看護職員の確保は重要な課題だと認識しております。

佐賀労働局によりますと、令和八年の佐賀県の全体の有効求人倍率は一・二倍であるのに対しまして、看護師及び准看護師の有効求人倍率は一・七六倍となっております。医療の現場からは、看護師の採用は難しい、産休や育休の代替職員が見つからないという声を聞くことが多く、県内の看護職員は充足していないという状況にあると思います。

また、御紹介がありました看護学校のことですけれども、県内には地域の医療を担う看護職員を養成する看護学校等が十三校ございますけれども、多くのところで定員割れとなっております。さらに、県内の看護学生の県内就職率は例年六割程度にとどまっております、看護職員の

確保に向けて、いかに看護職を目指す人を増やすのか、県内就職率を向上させていくのが喫緊の課題だと認識しております。

続きまして、看護職員の確保に向けた今後の取組についてです。

まず、これまでの取組を御紹介させていただきます。

県では、看護職員の確保の基本である三分野に取り組んでまいりました。

一つ目は、養成力の強化として、看護学校に対する運営費や施設整備を支援してまいりました。

二つ目は、離職防止と定着促進です。子育て中の看護職員を支援するため、院内保育所の運営費や施設整備費の補助をしてまいりました。また、新人看護職員がスムーズに職場環境に適応できるよう、研修費の補助ですとか、小規模医療機関が個別の研修実施が難しいということで、合同研修を開催してきております。

三つ目は、再就業の促進でございます。県看護協会に設置しておりますナースセンターにおいて、再就業希望者への就業相談や研修を実施してきました。

また、先ほど答弁いたしました喫緊の課題のうち看護の道を目指す若い人を増やすことにつきましては、これまでの高校生を主な対象とした看護の仕事の魅力をPRするイベントに加えまして、新たな取組として、主に小中学生を対象とした看護の仕事体験イベントを開催し、七百名弱の方が参加しております。

もう一つの県内就職率の向上につきましては、看護学生は病院実習をきっかけに実習を行った病院に就職する傾向があることから、県内医療機関に対しまして県内看護学校からの実習を受け入れるよう依頼をして

おります。

また、看護学生は実習先以外の医療機関のことを知る機会が少ないことから、看護学生や教員に対しまして県内医療機関の情報や魅力を直接伝えるため、県内医療機関による合同就職説明会を昨年度から開始し、令和七年度の実績としましては、三十八の医療機関と二百名弱の方が参加しております。

今後の取組についてお答え申し上げます。

看護の仕事体験ですとか合同就職説明会には、新たな試みでもあり、多くの方が参加していただきました。参加者や関係者からは、ぜひ今後も開催してほしいと好評を得ております。

今後も、時代の変化に応じて既存の施策の見直しや組み替えを行うとともに、これまでにない新たな人材確保施策にも取り組み、将来にわたる看護職員を確保し、地域医療提供体制を維持してまいります。

私からは以上です。

◎井手農林水産部長 登壇 Ⅱ 私からは、園芸農業の振興について答弁します。

農業を取り巻く環境は、物価高や、猛暑でありますとか中東情勢の影響もありまして、厳しさを増しております。こうした状況は「さが園芸888運動」を進める上でも大きな課題でありまして、生産者を後押しし、経営安定と持続的な生産体制の確保を図ることが一層重要となっております。

このため県では、足元の負担軽減と将来を見据えた投資などを一体的に支援することを基本に、コストの低減、経営支援、技術支援の三つを柱として進めております。

まず、コスト低減では、燃料費や機材導入への支援に加えて、補助率や補助上限額の見直しにより経営負担の軽減を図るとともに、施設整備や資材導入の支援により新規就農者の初期投資の負担軽減にも取り組んでおります。

今後は、中古ハウスのマッチングやリノベーション支援の強化、施設仕様の見直しなどによりまして、整備コストの一層の低減を目指していきます。

また、省エネ化と安定生産への転換を進めるため、電気で加温するヒートポンプの再整備に加えて、遮熱資材やかん水設備の導入支援の強化なども行っております。

次に、経営支援では、農業振興センターの技術指導と中小企業診断士の経営指導を組み合わせて、経営面の改善を後押ししています。

さらに、技術支援では、収穫量や品質の安定化を図る環境制御技術の活用や、イチゴの株冷処理、梨の優良台木の導入などにより収益の確保に取り組んでおります。

あわせて、中長期的には気候変動に適応した生産性の高い新品種の開発にも取り組んでおります。

引き続き、現場の課題に向き合いながら、「さが園芸888運動」を前進させるため、力を尽くします。

私からは以上です。

◎議長（宮原真一君） これで、本日の日程は終了いたしました。

あす十九日は一般質問、請願上程、議案及び請願の委員会付託を行います。

本日はこれで散会いたします。お疲れさまでした。